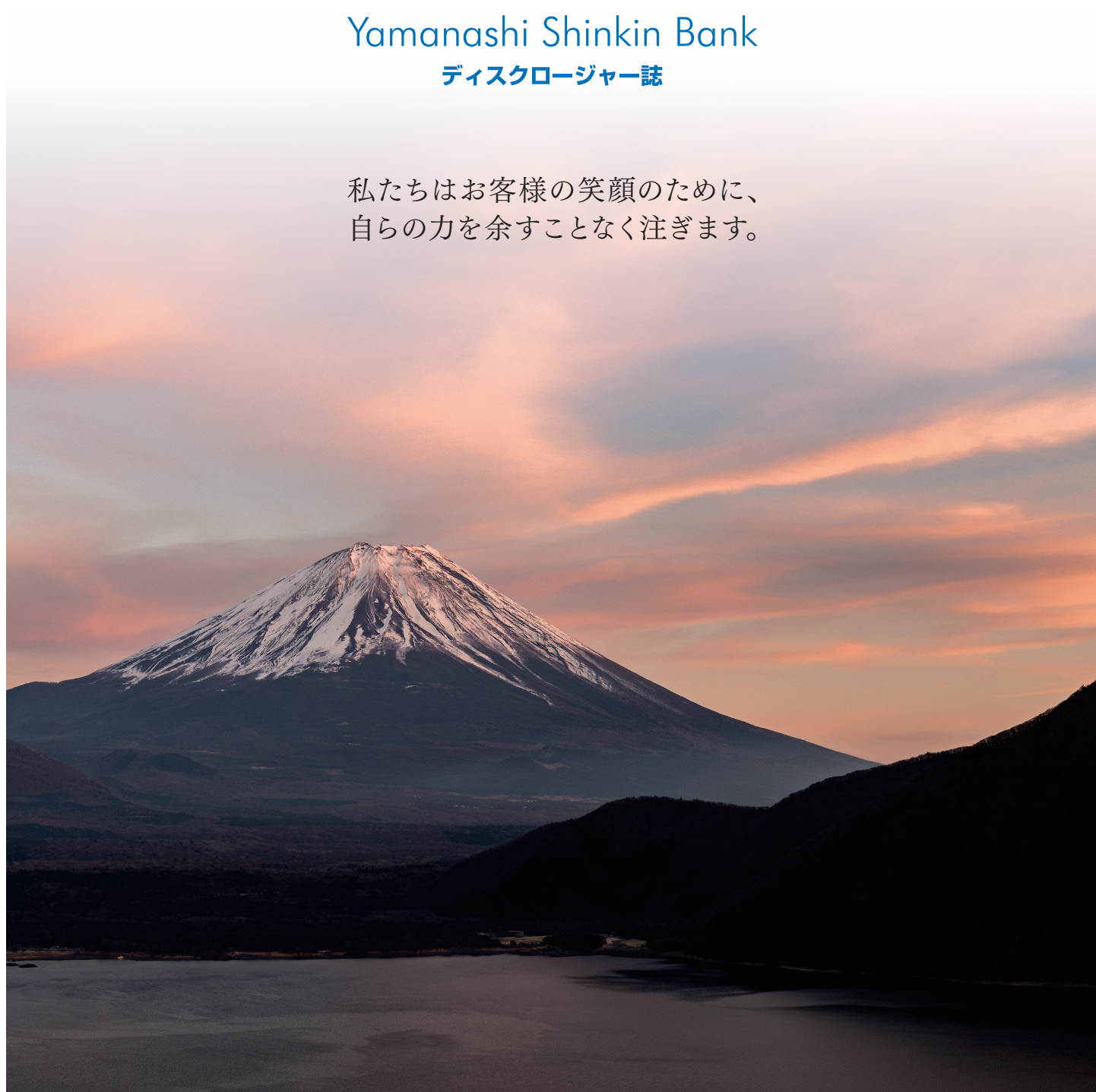


# REPORT 2019

Yamanashi Shinkin Bank

ディスクロージャー誌

私たちはお客様の笑顔のために、  
自らの力を余すことなく注ぎます。



あなたの、いちばんであるために。

山梨信用金庫



## 当金庫の概要 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

創 立	大正 15 年 11 月 16 日
本 店	山梨県甲府市中央一丁目12番36号
常勤役職員	416 名
店 舗 数	33 店舗
会 員 数	67,021 人
出 資 金	10,311 百万円
預 金	429,444 百万円
貸 出 金	173,939 百万円

## CONTENTS

- 1 ごあいさつ
- 2 事業の概況
- 4 山梨信用金庫と地域社会  
地域経済活性化への取組みについて (平成31年3月31日現在)
- 6 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み
- 8 金融円滑化に向けた取組み  
「経営者保証に関するガイドライン」への取組み
- 9 社会貢献に関する取組み
- 10 総代会制度
- 12 組織図 (令和元年6月30日現在)  
役員一覧 (令和元年6月30日現在)
- 13 山梨信用金庫の沿革  
金庫の主要な事業の内容
- 14 リスク管理体制
- 16 コンプライアンス (法令等遵守) 体制  
反社会的勢力に対する基本方針  
マネー・ローンダリング防止に向けた取組み
- 17 振り込め詐欺等への対応  
内部管理基本方針  
金融ADR制度への対応
- 18 顧客保護等管理態勢
- 19 営業のご案内
- 22 お勧め商品等のご紹介
- 23 店舗・ATMコーナーのご案内
- 24 各種手数料一覧表
- 25 資料編

- 本誌は信用金庫法第89条 (銀行法第21条準用) に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
- 本誌に記載の金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

～地域とともに支え合い  
地域を盛り上げていく～

## 理事長指針

### 協心協働

全役職員が心をひとつに目指す姿に向かって  
高い志と熱い思いをもち、健康で地域ありきの  
行動に徹し「地域経済活性化」に寄与する

### 経営理念

- 一、地域を結ぶかけ橋となり、  
地域社会の繁栄に貢献します。
- 一、幅広い視野と変革意識を持ち、  
最良の金融サービスを提供します。
- 一、経営基盤を強化し、  
健全で安定した経営に努めます。
- 一、職員相互に高めあい、やりがいと  
成長を実感できる職場を創ります。

私たちは、お客様の笑顔のために、  
自らの力を余すことなく注ぎます。

### 基本方針





## ごあいさつ

盛夏の候、会員の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃のご支援ご愛顧に厚く御礼申し上げますとともに、この度は、第95期(平成30年度)の事業の概要および決算状況を取りまとめましたのでご報告申し上げます。

我が国を取り巻く経済環境は、海外においては穏やかな経済成長をみせているものの、米国と中国の貿易摩擦は成長のペースに影を落としています。また、中東や朝鮮半島等の地政学リスクは依然として解決に向けた糸口を見いだせない状況が続いています。

一方、国内に目を向けると、景気回復基調は戦後最長となるなど、良好な雇用環境を背景に緩やかな回復基調で推移していますが、10月に予定されている消費税率の引き上げを控え、景気の足踏みも懸念されています。

金融政策面においては、引き続き日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和策」を継続していることより、債券市場においては低金利の状況が長期化しており、取引も低調となっています。

当金庫営業エリアにおいて経済情勢に目を向けますと、景気回復の実感が少ないという声も多い中、8年後のリニア中央新幹線の開業に向けた新駅予定地の周辺地域での開発を含めた工事の進展に加え、中部横断自動車道の延伸等、インフラ整備による地域の発展に期待が高まっています。

こうした中、当金庫では2026年に迎える創立100周年に向けた将来像を取りまとめた計画大綱「やましんビジョン100」の達成にむけ、「跳躍～高みを目指して」をテーマとして取り組んでまいりました。

取り組みにおいて業務面では、職域パートナー制度を活用し個人ローンの推進を図るとともに、紹介制度によ

り、紹介をいただいたお客様のお取引の拡大等、地域に根差した融資・預金獲得の増強に努め、お取引先企業、個人のお客様との一層の関係強化に努めてまいりました。

こうした取組みの結果、おかげさまをもちまして、預積金の期末残高は前年度比50億円増加の4,294億円、期中平残は同比90億円増加の4,302億円となりました。貸出金の期末残高は同比1億円減少の1,739億円となりましたが、期中平残については同比18億円増加の1,705億円となりました。

収益面では、本業の収益力を示すコア業務純益については7億円、当期純利益については14億円の実績を上げることができました。また、経営の健全性を示す自己資本比率については、優先出資を平成30年度計画に基づき40億円消却したことにより前年度比1.8ポイント低下の9.22%となりましたが、健全性の目安とされる国内基準の4%を大きく上回る水準を維持しております。

今年度については、元号も「令和」へと変わり、10月の消費税増税や、来年の東京オリンピック開催等のイベントを控えております。その中で信用金庫の基本理念である相互扶助の精神を原点に、地域とともに豊かな未来を築いていく使命に応えるため、「地域とともに支え合い地域を盛り上げていく」をテーマとし、お客様の笑顔のために、今何をすべきか何ができるかを常に自ら考え、役職員一丸となって積極的に取り組んでまいります。皆様には当金庫への一層のご理解ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

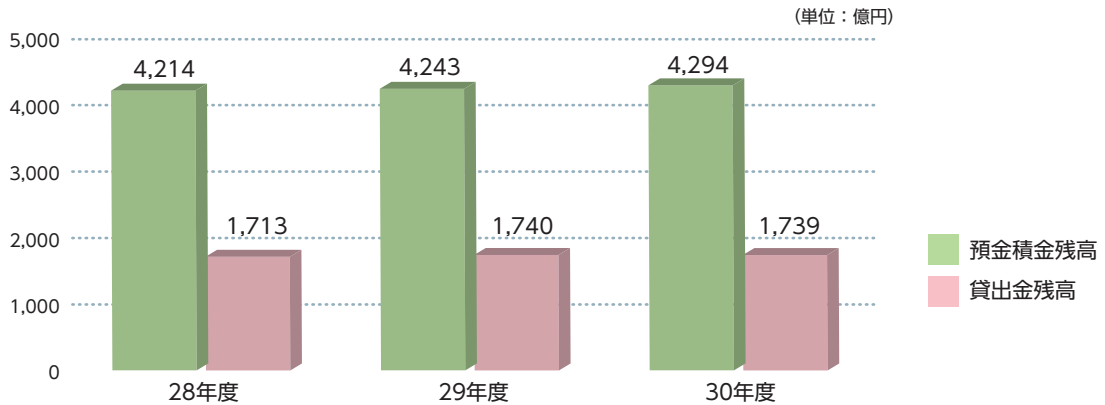
理事長 五味節夫

# 事業の概況

## 預金積金・貸出金の状況

預金積金残高は、前年度比50億円増加し、4,294億円となりました。貸出金残高は、新規事業先への取組みや個人ローンの推進、地域の中小企業に対する円滑な資金供給への対応に取組みましたが、低金利競争の激化に伴い同1億円減少の1,739億円となりました。なお、期中平均残高はいずれも前年度比で増加しております。

### 預金積金・貸出金残高の推移



## 損益の状況

経常収益は、マイナス金利政策等を背景として市場金利が低位で推移したことから、貸出金利息や有価証券利息配当金が減少し、前年度比62百万円減少の6,156百万円となりました。一方で、経常費用は、経費のさらなる節減や貸出償却費用の減少等から同92百万円減少の4,565百万円となりました。

この結果、経常利益は、同30百万円増加の1,591百万円、当期純利益は、同59百万円増加の1,453百万円となり2年連続で増益となりました。

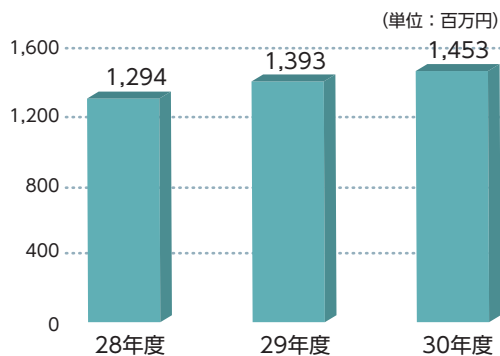
### 損益の内訳

(単位：百万円)

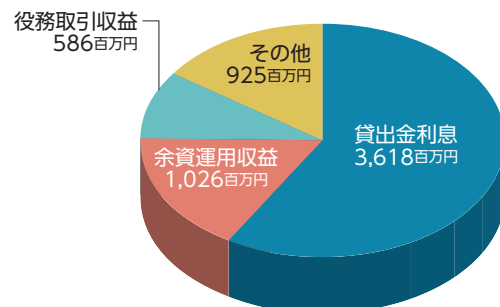
	28年度	29年度	30年度
経常収益	6,245	6,218	6,156
うち貸出金利息	3,782	3,664	3,618
うち余資運用収益	1,320	1,056	1,026
うち役員取引収益	625	602	586
経常費用	4,892	4,658	4,565
うち預金利息等	109	88	78
うち役員取引費用	395	406	419
うち経費	4,180	4,018	3,946
うち貸出金償却・引当費用	142	71	44
経常利益	1,353	1,560	1,591
特別損益・税金等	▲59	▲166	▲137
当期純利益	1,294	1,393	1,453

(注) 余資運用収益：預け金利息、有価証券利息配当金、国債等債券売却益、国債等債券償還益、株式等売却益の合計額

### 当期純利益の推移



### 経常収益の内訳



(注) 図表中の金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。以下の各図表における金額についても同様です。

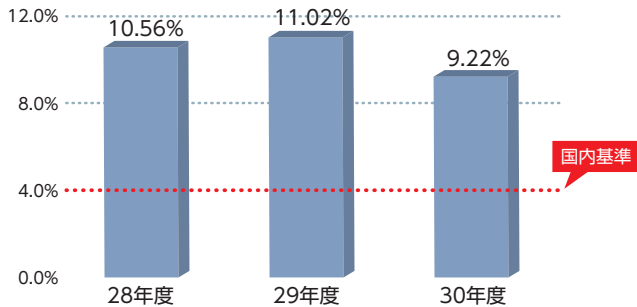


## 自己資本比率の状況

「自己資本比率」は、金融機関の健全性・安全性を表す重要な指標のひとつです。平成30年度については、信金中央金庫からの優先出資金40億円を買入消却したことにより前年度比1.80ポイント低下の9.22%となりましたが、健全性の目安とされる国内基準4%を大きく上回っております。

※詳細については40ページをご参照ください。

### 自己資本比率の推移



### 自己資本・リスクアセットの推移

(単位：百万円、%)

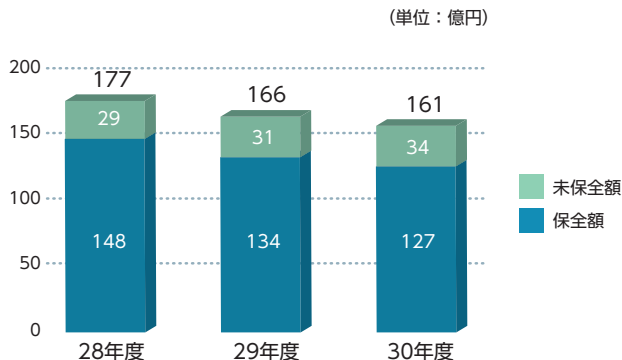
	28年度	29年度	30年度
自己資本額(A)	15,547	16,632	13,831
リスクアセット(B)	147,221	150,840	149,951
自己資本比率(A)÷(B)	10.56	11.02	9.22

## 金融再生法上の不良債権の状況

金融再生法上の不良債権額は、前年度比4億円減少の161億円となり、不良債権比率については、同0.20ポイント低下し、9.25%となりました。

また、これらに対する担保・保証ならびに貸倒引当金による保全率は78.85%の保全率となっております。

### 不良債権額の保全・未保全額の推移



(注) 保全額：担保・保証による保全額及び貸倒引当金の合計額

### 債権区分の内訳と推移

(単位：億円、%)

	28年度	29年度	30年度
破産更生債権	85	75	57
危険債権	86	85	98
要管理債権	5	4	5
不良債権合計(A)	177	166	161
正常債権	1,553	1,589	1,588
開示債権合計(B)	1,731	1,756	1,750
不良債権比率(A)÷(B)	10.26	9.45	9.25
保全額(C)	148	134	127
保全率(C)÷(A)	83.26	81.18	78.85

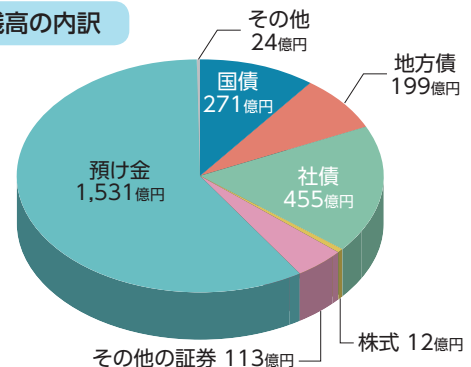
(注) 保全額：担保・保証による保全額および貸倒引当金の合計額

## 余裕資金の状況

貸出金以外の余裕資金は、有価証券、預け金を対象に運用しています。有価証券投資は国債等の公共債を中心としており、預け金はそのほとんどが業界の中央機関である信金中央金庫に対するものです。

安全性や各種リスクに配慮した慎重な運用を行っています。

### 余裕資金残高の内訳



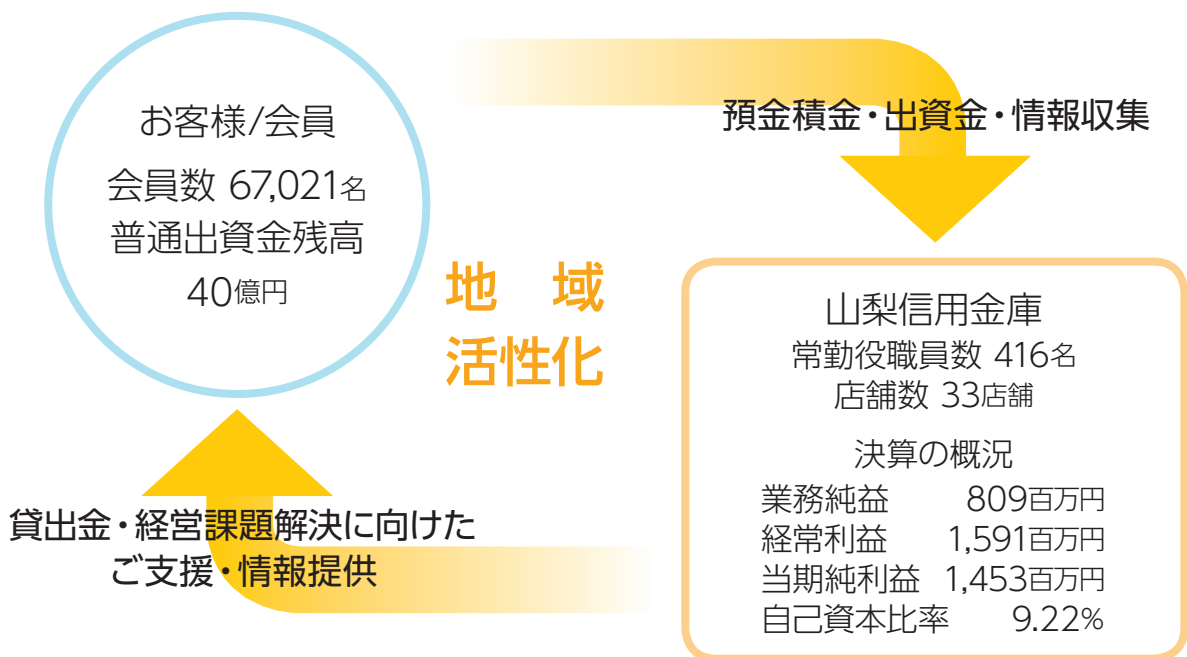
# 山梨信用金庫と地域社会 地域経済活性化への取組みについて

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

## 地域貢献活動の考え方

当金庫は、山梨県全域、神奈川県相模原市、東京都八王子市・町田市を事業区域として、地域の中小事業者や住民の皆様が会員となって、互いに助け合い、共に発展していくことを共通の理念として運営されている金融機関です。

地域のお客様からお預かりした大切な資金と情報を、これらを必要とする地域のお客様に還流し、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小事業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。



河口湖



笛吹市御坂町花鳥山 リニア実験線

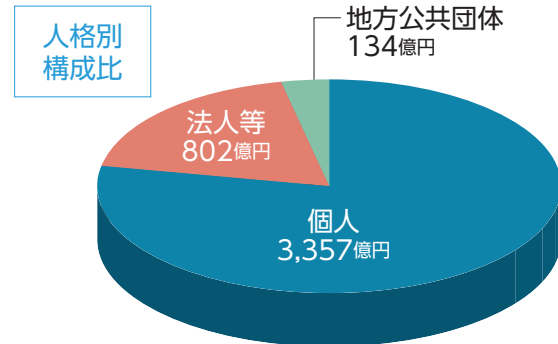
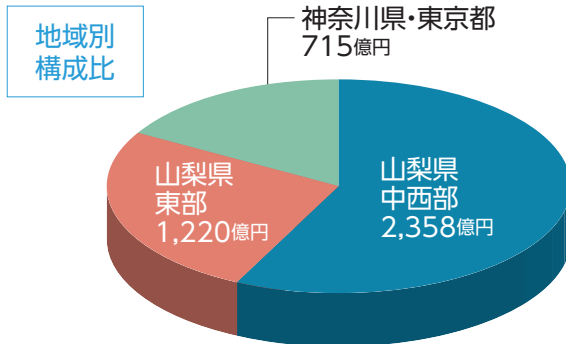


## 預金積金に関する事項

### 預金積金残高 4,294億円

預金積金につきましては、個人のお客様から3,357億円、法人等から802億円、地方公共団体から134億円を預入いただいております。

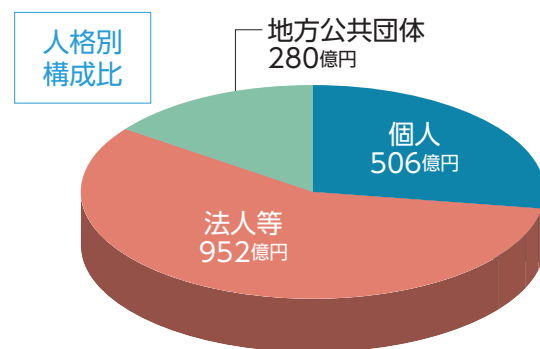
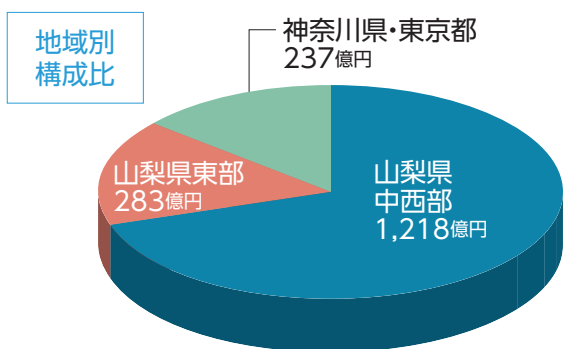
これからも、新商品やサービスの充実を通じて、地域の皆様の資産形成に貢献できるよう努めてまいります。



## 貸出金に関する事項

### 貸出金残高 1,739億円 預金積金に対する貸出金の割合 40.50%

地域のお客様からお預かりした資金を、地域社会の発展に広く活用していただくため、特定の業種に偏ることなく、小口多数を基本とした融資推進に努めています。事業者のお客様には、運転資金として670億円、設備資金として281億円をご融資しております。また、個人のお客様には、住宅ローン、消費者ローン合わせて506億円のご利用をいただいております。



## 地域密着型金融の主な取組み

当金庫は、創立以来92年にわたり、中小企業金融の円滑化、地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいりました。

今後とも、「地域密着型金融」における諸施策を継続・深化させることにより、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

## 社会貢献に関する取組み

スポーツ振興・社会貢献活動等を積極的に展開してまいりました。

また、年金友の会等のお客様参加型の組織を運営し、お客様同士のネットワークの充実・構築の場をご提供しております。



# 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み

## 中小企業の経営支援・地域活性化に関する態勢

### 1. 中小企業の経営支援

当金庫は、「第1号経営革新機関」として認定を受け、お取引先事業所に対し、実効性ある相談、助言および指導等の支援を実施しております。

また、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業等の当金庫外の専門家派遣事業を活用し、創業、新規事業の立ち上げおよび経営課題の解決等を検討されているお客様からの相談に、的確に応えられる態勢を整えております。

### 2. 地域活性化

営業地区内の地方公共団体が取組む地方創生に効果的に貢献していくため、「地方創生推進委員会」を運営するとともに、営業店長を「地方創生サポーター」に任命し、地方公共団体への定期訪問、各種会議等への参加を通じて地域活性化に向けた取組みに努めております。

### 3. 円滑な地域金融への貢献

こうした取組みに加え、地域の皆さまのニーズにあった情報や各種金融サービスを提供し、地域密着型金融の推進に取り組んでおります。

## 外部機関との連携

山梨県中小企業再生支援協議会 地域経済活性化支援機構(REVIC)	お取引先事業所の再生に向けた取組みを支援いたします。
中小企業・小規模事業者ビジネス 創造等支援事業(ミラサポ)の活用	中小企業者や事業者の抱える経営課題や相談ニーズにきめ細かく対応いたします。
TKC西東京山梨会 税理士会	経営改善に向けた経営改善計画の策定を支援いたします。
信金キャピタル(株)	企業買収による業容拡大を求めるお取引先事業所や、後継者が不在等の理由により企業の売却等を検討されているお取引先事業所を支援いたします。

## 具体的取組内容と実績 (平成30年4月から平成31年3月)

### 販路拡大支援

県外の信用金庫が主催するビジネスマッチング等に当金庫のお客様に参加いただき、販路拡大につながる商機の獲得に向けた機会を提供いたしました。

県外信用金庫主催ビジネスマッチングおよびしんきん個別商談会への参加： 25社の参加 93件の商談

### 創業・新規事業支援

山梨県および神奈川県での制度融資等の活用： 18件 81百万円

### 成長分野<sup>\*</sup>への支援

「やましん地域活性化ファンド」の活用： 8件 139百万円

<sup>\*</sup>医療・介護・健康関連事業・高齢者向け事業・環境エネルギー事業等対象

### 経営改善支援の実施

外部専門機関との連携強化により経営課題の解決に向けた支援を実施しております。

新規経営改善計画書策定支援を実施： 13先





## 平成30年度 経営改善支援の取組み実績

	期初 債務者数	うち 経営改善 支援取組 先数	期末に 債務者区分が ランクアップ した先数	期末に 債務者区分が 変化しな かった先数	再生計画を 策定した 先数	経営改善 支援取組率	ランク アップ率	再生計画 策定率	
									A
要 注 意 先	うちその他要注意先	365	60	4	50	47	16.4%	6.6%	78.3%
	うち要管理先	13	0	0	0	0	—	—	—
	破綻懸念先	66	13	0	13	11	19.6%	0.0%	84.6%
	合 計	444	73	4	63	58	16.4%	5.4%	79.4%

	経営改善支援取組先	ランクアップ先数	ランクアップ率
平成 28 年度	79 先	4 先	5.0%
平成 29 年度	80 先	6 先	7.5%
平成 30 年度	73 先	4 先	5.4%

※ランクアップ先数については、期中に完済した先を除いております。

## 事業承継支援

後継者が不在等の理由により事業承継を検討しているお取引先企業に対し、中小企業支援機関等と連携して情報提供や助言を実施するほか、信金キャピタル(株)等と連携し、M&Aの相談・支援を実施しております。

## 地域やお客様に対する情報発信

- ・「やましん景況レポート」の発行

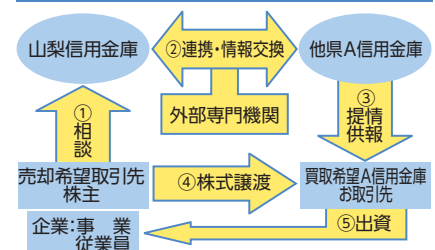
当金庫のお取引先企業120社を対象にアンケートを実施し、その調査結果を分析したレポートを四半期毎に発行しています。また、回号ごとに特別調査を実施しており、その時々話題を提供しております。

平成30年 4月号	経営者の健康管理と事業の継続について
平成30年 7月号	中小企業経営に関する各種支援制度の利用について
平成30年10月号	中小企業経営者と「人生100年時代」
平成31年 1月号	2019年の経営見通し

- ・ホームページの活用

スマートフォンにも対応したホームページにつきましては、インターネットバンキングをお気軽にご利用いただけます。今後も、より活用いただきやすいデザイン・情報発信に努め、新着情報やキャンペーン商品等を随時発信してまいります。

## M&A (株式譲渡方式) の成功事例



- ・株主と社長が代わるだけで、譲渡企業（事業・従業員等）はそのまま存続します。
- ・当金庫がお手伝いするのは、売手と買手が対等な立場で条件交渉を行い、関係者全員が「やってよかった」と思えるような「友好的M&A」です。

## スマートフォン・タブレットのお客様はこちらから



## 地方創生等に対する取組み

地方公共団体等と各種協定を締結するとともに、全営業店長を「地方創生サポーター」に任命し、地域活性化に向けて取り組んでおります。また、成年後見関連についてお客さまが抱える問題に行政書士と連携して対応しております。

### 1. 地方創生事業に係る各種会議への参加・講師の派遣

- ・山梨県 「山梨県起業立地推進委員制度」へ協力  
「地方創生に係る意見交換会」へ参加  
「山梨県事業承継ネットワーク会議」へ参加
- ・甲府市 「創業支援事業担当者会議」へ参加
- ・北杜市 「創業支援事業担当者会議」へ参加
- ・その他 「峡東地域ワインリゾート推進・金融カンファレンス」へ参加

### 2. 地域関係機関と連携による面的再生への参画

- ・大月市、西柱町と「定住促進奨励金制度」締結

### 3. 成年後見関連分野における協定

- ・一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター山梨県支部、神奈川県支部と「成年後見関連分野における協定」締結



成年後見関連分野における協定締結式

## 金融円滑化に向けた取組み

### 取組方針

お客様からの資金需要やご返済条件の変更等のお申込みやご相談があった場合には、お客様の抱えている課題等を十分に把握したうえで、その解決に向け真摯に取り組んでまいります。

また、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合などには、守秘義務等に留意し、お客様の同意のもとで他の金融機関や信用保証協会等と情報の確認・照会を行うなど、緊密に連携しながらお客様の資金繰りや課題解決に取り組んでまいります。

### 条件変更等の実績 (平成31年3月31日現在)

	中小企業者	住宅ローン利用者
お申込み受付件数	5,814件	510件
実行件数	5,599件	430件
謝絶件数	114件	53件
取下げ件数	96件	26件
審査中の件数	5件	1件

注) 謝絶の合計には、申出から3ヶ月以内に実行に至らなかったため、一旦「謝絶」に計上したものが、中小企業者93件、住宅ローン47件が含まれております。

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

### 取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

### 平成30年度実績

新規に無保証で融資した件数	33件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.50%
保証契約を解除した件数	2件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件



# 社会貢献に関する取組み

地域社会の一員として、スポーツの振興、ボランティア活動、サークル活動、地域貢献活動を下記のとおり実施いたしました。

## スポーツの振興

- ・郡内親善ママさんバレーボール大会の開催 (10月)
- ・山梨信用金庫杯争奪卓球大会の開催 (3月)



31チーム  
355名参加



小・中学生  
747名参加

## ボランティア活動

- ・全店で店舗周辺の清掃活動を実施 (6月15日 信用金庫の日)

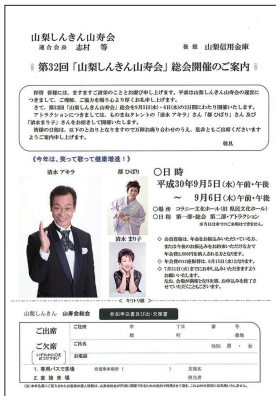


役職員  
388名参加

- ・献血活動の実施 (3月、6月)
- ・全役職員による『愛の募金活動』の実施 (6月)
- ・全役職員による『緑の募金活動』の実施 (6月)

## サークル活動

- ・山寿会 (年金友の会)  
総会および歌謡ショーの開催 (9月)
- ・全店統一親睦旅行  
「水沢うどんの上州路と南魚沼越後路の旅」(11月)



清水アキラ  
(ゲスト都ひばり)  
会員3,037名参加



会員496名参加

## 地域貢献活動

- ・甲府市主催「甲府大好きまつり」への参加 (10月)



職員  
32名参加

## バリアフリーへの対応



※ヒアリングループ…難聴者またはご高齢などで耳がご不自由な方は、周辺の多種多様な音から自身に必要な音声を聞き分けることが難しくなるのですが、対応者のマイクから出力された音声記号をループアンテナで誘導磁界を生じさせ、利用されている補聴器（テレコイルに切り替え）またはイヤホンに繋がる専用受信機に誘起させることにより音を聴取するものです。なお、10店舗に設置のヒアリングループは小型タイプのもので、高度の難聴者の方は聞き取れない場合がございます。

# 総代会制度

当金庫では、会員の皆様のご意見を反映し、開かれた総代会の確立に努めており、更にご理解を深めていただきたく、ご案内いたします。

信用金庫は、お客様である「会員相互による自治」を基本に、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神により、経済的・文化的・社会的価値を重視し、地域とともに歩む協同組織金融機関であります。

このように社会志向性が極めて高い信用金庫では、出資をいただいております会員が一人一票の平等な議決権を持ち、会員の皆様の多様なご意見を反映できるよう民主的な運営形態となっておりますが、当金庫は会員数がたいへん多く、総会の開催は現実的に困難であります。

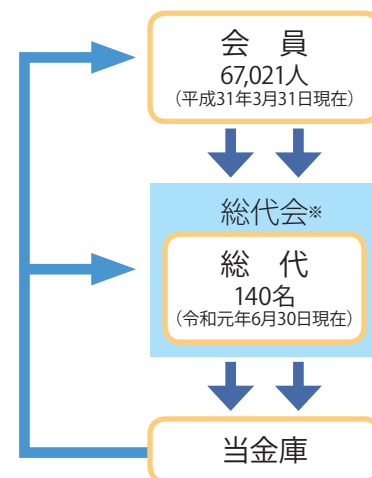
そこで、当金庫では総会に代えて、会員の代表者による総代会制度を採用しております。総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代会では、決算その他、経営の重要事項を決議する最高意思決定機関となっており、総会と同様に会員一人ひとりのご意見が反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域毎に総代候補者を選任する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されております。

また、当金庫では総代会のみに捉われず、日頃より営業活動等を通じて、総代および会員の皆様とのコミュニケーションを更に深め、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

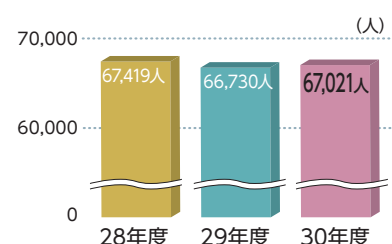
なお、総代会の運営に関するご意見やご要望がございましたら、お近くの営業店までお寄せください。

## 会員と総代、当金庫の関係



※総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映させるための開かれた制度です。

## 会員数の推移



## 総代とその選任方法について (令和元年6月30日現在)

### ①選任区域

総代選任のため、当金庫の営業地区を7区の選任区域に分け、区域ごとに総代を選出しております。

### ②任期と定数

総代の任期は3年です。当金庫の総代の定数は120人以上150人以内で、改選の都度、会員数に応じて選任区域ごとに定めております。なお、総代数は140名です。

### ③選考基準

総代選考のための基準は次のとおりです。

- ・総代としてふさわしい見識を有している方。
- ・人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している方。
- ・就任時の年齢が満75歳未満の方。但し任期中75歳を迎えたときは、その任期までとする。
- ・その他総代選考委員が適格と認めた方。

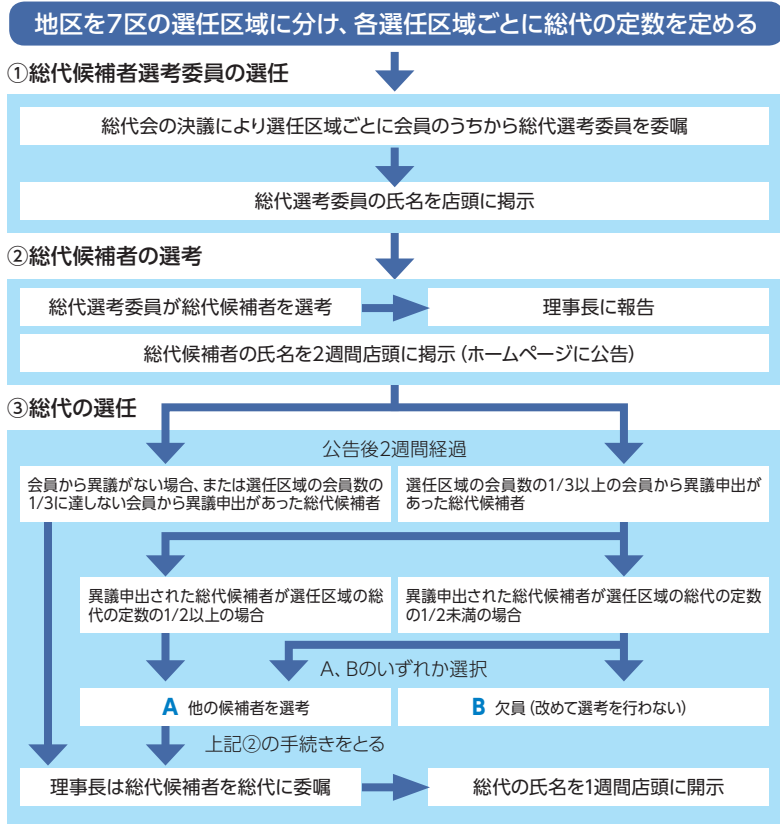
## 総代の属性別構成比

職業別	法人代表者 72%、法人役員 16%、個人事業主 9%、その他 3%
年代別	70代 33%、60代 33%、50代 21%、40代 12%、30代 1%
業種別	製造業 17%、建設業 24%、卸・小売業 23%、サービス業 14%、不動産業 8%、その他 14%

※上記割合については単位未満を切り捨てて表示しています。



## 総代が選任されるまでの手続きについて



## 第95期(平成30年度)通常総代会決議事項等について

令和元年6月25日、第95期(平成30年度)通常総代会を開催し、業務報告、貸借対照表および損益計算書の件について報告するとともに、下記の件を決議しました。

### 決議事項

- 第1号議案 第95期(平成30年度)剰余金処分(案)承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 会員の法定脱退に関する件
- 第4号議案 理事及び監事選任の件

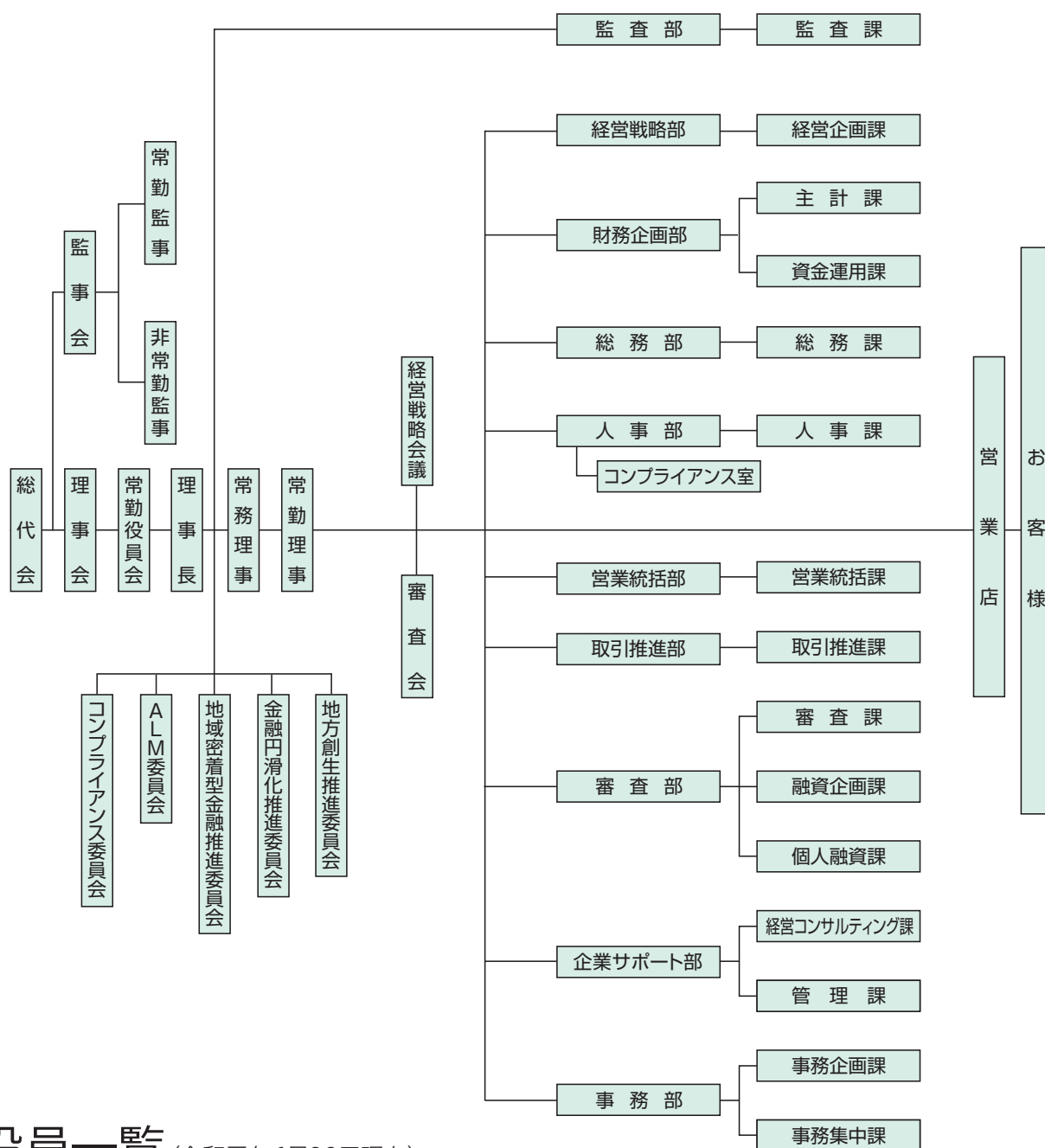
## 各選任区域総代名 令和元年6月30日現在

(順不同・敬称略) 総代総数 140名

区域	氏名	区域	氏名	区域	氏名	区域	氏名	区域	氏名
本店区	生野 昭 ⑦	国中南区	土橋 正洋 ③	国中東区	岩野 秀夫 ⑦	東部区	木村 光一 ⑤	相模原区	永井 宏文 ②
	内藤 民部 ⑦		曲淵 勝重 ②		岡 孝 ⑦		井上 公正 ③		佐々木裕修 ①
	中山 洋一 ⑦		荻野 英治 ④		神宮司由則 ⑤		原田 頼久 ②		塚本 賢治 ①
	鶴田哲嗣郎 ④		清水 孝 ①		秋山 広幸 ④		秦 孝延 ①		大塚 利之 ②
	市川 正仁 ④		中村 国男 ①		宮本 繁 ③		井上 博之 ③		久保田 健 ②
	諸平 寛人 ③		深沢 洋三 ⑤		中村 浩一 ①		谷内 正義 ③		山本 和秀 ①
	大久保正博 ①		小林 義照 ②		末木 好臣 ⑦		渡辺 胆男 ②		唐橋 和男 ⑦
	羽中田麻由 ①		野澤 幸也 ②		飯塚 正敏 ⑤		小林 参夫 ①		梶原 君夫 ④
	早野 正泰 ①		中村 章男 ⑤		桜井 俊式 ②		中村 一正 ①		遠藤富士夫 ②
	石井 勲 ③		藤本 文雄 ①		青木 勝光 ⑦		五十嵐忠幸 ⑦		佐藤 寅蔵 ⑦
	相川 英人 ③	山口 憲彦 ⑦	浅野 晃一 ①	細谷 憲二 ⑦	金井 修一 ⑤				
	鶴田 功 ②	黒澤 新吾 ⑤	篠田 聡 ①	渡辺 幸雄 ⑦	坂本 久 ③				
	飯野 一朗 ⑦	梶原 直洋 ②	丸山 幹雄 ⑦	渡辺 孝幸 ⑦	奥山 修夫 ①				
	秋山 誠 ③	水上 忠雄 ⑤	平山 孝 ③	大森 彦一 ⑤	小儀 晃 ⑤				
	清水 一郎 ②	中込 佳紀 ⑥	秋山 一也 ①	羽田 誠 ④	安西 博美 ②				
	長谷川浩明 ①	有野 文一 ⑤	長田 憲明 ⑦	大森 泉 ②	細谷 邦博 ②				
	清水 光彌 ⑦	新津 尚 ③	松山 龍文 ②	太田 敏夫 ②	佐々木道他 ⑥				
	山田 光 ①	中込 通雄 ②	後藤 慶家 ⑦	滝口 清 ①	小山昇太郎 ④				
	岡田 泰利 ①	手塚 勝広 ①	小俣 孝 ④	和光 昭 ①	長田 丈夫 ④				
	坂本 信康 ⑥	丹澤 淳人 ⑦	正木 藤仁 ③	三枝 連丈 ①					
長田 浩一 ④	齊木 智徳 ③	鈴木 龍子 ③	梶原 秀博 ⑦						
若月 良澄 ④	芦澤 文久 ①	北川 達夫 ②	宮下 英三 ⑦						
大沢 正聖 ②	水上 誠 ⑥	天野 太文 ①	櫻井 義明 ④						
富士 晋 ②	坂本 久 ①	三木 範之 ⑤	渡辺 久男 ⑦						
遠藤 孝 ⑦	萩原 真 ①	西室ますみ ②	小佐野 操 ③						
国中南区	古屋 仁司 ⑥	山本 孝夫 ⑥	志村 和喜 ①	井出 幹夫 ③					
	望月 章 ⑥	久津間千秋 ⑤	三木敬治郎 ①	小佐野幸正 ①					
	石橋 秀樹 ⑤	保坂 直樹 ③	坂本 丈一 ⑦	遠山喜一郎 ④					
	五味 晃 ⑤	樋口 三也 ④	佐藤 学 ⑥	渡辺 直企 ②					
	鈴木 浩文 ④	込山 祐規 ④	波多野裕明 ⑤	宮下 昌樹 ①					
				遠藤 修 ①					

※氏名の後の数字は、山梨信用金庫総代としての就任回数となります。

# 組織図 (令和元年6月30日現在)



# 役員一覧 (令和元年6月30日現在)

理事長 (代表理事)	五味 節夫	理事	富田 重利 <sup>※1</sup>
常務理事 (代表理事)	川久保 努	理事	上原 重樹 <sup>※1</sup>
常勤理事	山土井浩一	理事	羽中田 譲 <sup>※1</sup>
常勤理事	山口 進司	常勤監事	外川 敬介
常勤理事	松尾 政俊	監事	勝俣 高明 <sup>※2</sup>

※1 理事 富田 重利、上原 重樹、羽中田 譲は信用金庫業界の「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。  
 ※2 監事 勝俣 高明は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。



## 山梨信用金庫の沿革

大正 15年 11月	産業組合法による「有限責任共立信用組合」として創立	平成 17年 3月	法人インターネットバンキングの取扱開始
昭和 5年 2月	「有限責任信用組合共立金庫」に名称変更	9月	須玉支店を統合し、合計39店舗に
昭和 8年 3月	「有限責任商工信用組合」に名称変更、甲府市柳町98番地に移転	平成 18年 6月	国立大学法人山梨大学との包括的業務連携に関する協定を締結
昭和 25年 8月	戦後初の預金旅行実施（長野県蓼科高原）	8月	富士吉田商工会議所との特別融資制度に関する基本協定等を締結
昭和 26年 12月	信用金庫法による「甲府商工信用金庫」に改組	9月	韮崎市商工会との「風林火山ビジネスネット」業務委託契約を締結
昭和 38年 10月	内国為替取引業務取扱開始	平成 19年 3月	高木眞壽、理事長に就任 韮崎市商工会との「山梨甲斐もの市場」業務委託契約を締結
昭和 40年 7月	本店事務所を甲府市中央一丁目12番36号に新築移転	平成 20年 3月	「やましんビジネスネット」を発刊
昭和 43年 5月	小野熊平、理事長に就任	4月	「やましん景況レポート」を発刊
昭和 49年 11月	日本銀行歳入代理店（本店）業務取扱開始	6月	「富士山世界文化遺産登録山梨県特別協賛企業」の認定を受ける
12月	預金オンライン稼働（信金東京共同事務センター加盟）	平成 21年 7月	信金中央金庫との「林業事業体のビジネスモデルにかかる共同研究」を実施
昭和 53年 2月	両替商業業務取扱開始	11月	「山梨県がん検診受診率向上セミナープロジェクト協定」を締結
昭和 58年 12月	預金1,000億円達成	平成 23年 1月	TKC西東京山梨会と「経営改善計画策定支援サービス」に関する業務委託契約を締結
昭和 60年 1月	外国為替業務取引開始	6月	五味節夫、理事長に就任
平成 8年 11月	創立70周年記念行事挙行、救急車7台贈呈	11月	白根支店を統合し、合計38店舗に
11月	ポスト3次オンラインシステム移行完了	12月	北支店、御坂支店、上谷支店を統合し、合計35店舗に
平成 10年 6月	小野熊平、会長に就任 雨宮榮之助、理事長に就任	平成 24年 2月	七保支店、西支店を統合し、合計33店舗に
平成 11年 9月	モバイル・テレホンバンキングの取扱開始	9月	「山梨しんきんトラック担保ローン」を発売
平成 12年 3月	デビットカードの取扱開始	11月	第1回「山梨しんきんビジネスマッチング2012」を開催（平成28年まで実施）
7月	外貨宅配サービスの取扱開始	12月	「中小企業経営力支援強化法」に基づき、「経営革新等支援機関」の認定を受ける
12月	全国の信用金庫のATM利用手数料無料化開始	平成 25年 2月	電子記録債権「でんさいネット」の取り扱いを開始
平成 13年 3月	スポーツ振興くじ当選金払戻業務の取扱開始	平成 26年 4月	「職域パートナー制度」導入
4月	損害保険窓口販売開始	平成 27年 5月	山梨県と「定住人口確保に関する連携協定」を締結
7月	メールオーダーサービスによる個人ローンの取扱開始	平成 28年 6月	創立90周年記念定期「未来」発売
10月	大月信用金庫との合併を発表	平成 29年 1月	「やましんビジョン100」策定
平成 14年 3月	ファクシミリ振込サービス「ペイバイFAX」開始	平成 30年 4月	執行役員制度を導入
7月	大月信用金庫と合併し、「山梨信用金庫」に名称変更、合計58店舗に	12月	組織改正を実施「経営戦略部」「財務企画部」「企業サポート部」を新設
和光泰、理事長に就任		平成 31年 1月	経営戦略会議を設置
平成 15年 1月	生命保険窓口販売開始	4月	一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターとの「成年後見関連分野における協定」を締結
4月	インターネットバンキングをスタート		組織改正を実施「総務部の分割・人事部の新設」「取引推進部の新設」
10月	富士見支店、めじろ台支店、西八王子支店、新田支店を統合し、合計54店舗に		
平成 16年 2月	佐々木一彦、理事長に就任		
4月	中央支店、緑ヶ丘支店、鳥沢支店を統合し、合計51店舗に		
9月	青葉支店、上吉田支店、寿支店、しおつ支店、相模原支店、忍野支店を統合し、合計45店舗に		
個人向け国債の募集取扱開始			
平成 16年 10月	平和通支店、飯田支店、宝支店、和戸支店、山中湖支店を統合し、合計40店舗に		
12月	「決済性預金」（無利息型普通預金）を導入		

## 金庫の主要な事業の内容

### 預金業務

- ・預金  
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等

### 貸出業務

- ・貸付  
手形貸付、証書貸付及び当座貸越
- ・手形の割引  
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形等の割引

### 為替業務

- ・内国為替業務  
送金為替、当座振込及び代金取立等
- ・外国為替業務  
輸出・輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務

### 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

### 附帯業務及びその他の業務

- ・代理業務  
日本銀行歳入代理店業務、地方公共団体の公金取扱業務、株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、株式会社日本政策金融公庫、信金中央金庫等の業務
- ・保護預り及び貸金庫業務
- ・債務の保証
- ・公共債の引受
- ・国債等公共債の窓口販売業務
- ・長期契約火災保険の募集業務
- ・保険商品の窓口販売（保険業法275条第1項により行う保険募集）
- ・両替業務

# リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展や金融技術の高度化等により、金融機関のビジネスチャンスは飛躍的に拡大する一方で、金融機関の抱えるリスクは一段と複雑化・多様化しております。

当金庫は、経営の健全性を維持しつつ適正な収益を確保するため、リスク管理を重要課題として位置づけ、リスクの正確な認識、継続的な評価、適切な管理・運営に努めており、直面する各種リスク（信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスク等）を計量化したうえで自己資本に関連付けて制御する「統合的リスク管理」を導入しております。リスク資本及び各種リスク量等については、統括部署で一元的に管理したうえで、毎月のALM委員会及び常勤役員会に報告しており、リスク量が総体的に自己資本額を上回らないように管理しております。また、事務事故や規定・マニュアル違反に対しては、都度事故防止委員会で再発防止策を審議し、常勤役員会に付議しています。

## リスクとは…

コントロールすべきリスク

信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化等により、貸出及び利息の回収が困難になるリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の相場の変動により、資産価値が減少するリスク
流動性リスク	市場の混乱・資金の流出等により、通常よりも著しく不利な価格での資金調達を余儀なくされ損失を受けるリスク



当金庫では、貸出資産の健全化、良質化を維持するため審査部門と営業推進部門を分離、独立した厳正な審査態勢を構築しております。審査にあたっては、当金庫のクレジットポリシーに基づき、与信リスクの分散を図るため業種別、規模別、債務者区分別等に分けてポートフォリオを管理しております。また、内部研修や融資トレーナーにより審査能力の向上を図っております。



当金庫では、市場金利、株価、為替それぞれのリスクの計量化を行い、それを毎月開催されるALM委員会に報告するとともに、当金庫の基本方針や業務運営方針に則った資産・負債のコントロールを行っております。また、フロントオフィス・ミドルオフィス・バックオフィスが行う業務については分離し、相互牽制を図っております。



当金庫では、資金繰りに関しては流動性リスク管理要領を制定し、資金繰り状況の逼迫度に応じて平常時・懸念時・危機時に区分し、それぞれに対応した資金繰りの体制を確立しております。

極小化すべきリスク（オペレーショナル・リスク）

事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピューターシステムの障害や誤作動、システムの不備、不正利用等により損失を被るリスク
法務リスク	金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規程に違反する行為やその恐れがある行為が発生することで信用の失墜を招き損失を被るリスク
風評リスク	評判の悪化により会員・顧客・取引先等関係者の当金庫に対するイメージと信用の失墜から、経営上重大な有形無形の損失を被るリスク
人的リスク	不適切な職場の安全管理、人事運営上の不公平・不公正及び差別的行為等から生じる損失・損害を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害を被るリスク



当金庫では、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程、要領等に則り、厳正な事務管理に努めております。また、監査部門による臨店監査を実施し、規程・要領の遵守状況をチェックするとともに、事務の正確性維持及び事故防止に努めております。



当金庫では、システムリスク管理要領及び情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）を制定し、さらに充実したシステムリスク管理体制の構築を図り、システムの安全性・信頼性を維持し、情報資産の保護に努めております。電磁的方式による情報の安全管理等を適切に維持・管理する組織体制を明確にするためサイバーセキュリティ管理規程を制定しております。



当金庫では、経営理念・倫理綱領・コンプライアンスマニュアル等に則り、リスクを適切に把握・管理し、法令遵守体制の構築を図っております。



当金庫では、風評リスクを未然かつ最小限に抑えるために、風評情報の収集・報告体制の整備や適切な情報開示に努めております。また、万一発生した場合に備え、適切な対応方法も策定しております。



当金庫では、各種人事関連規程を整備し、差別的行為に対しては通報窓口を設置し、公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場指導等により、的確な管理を行っております。

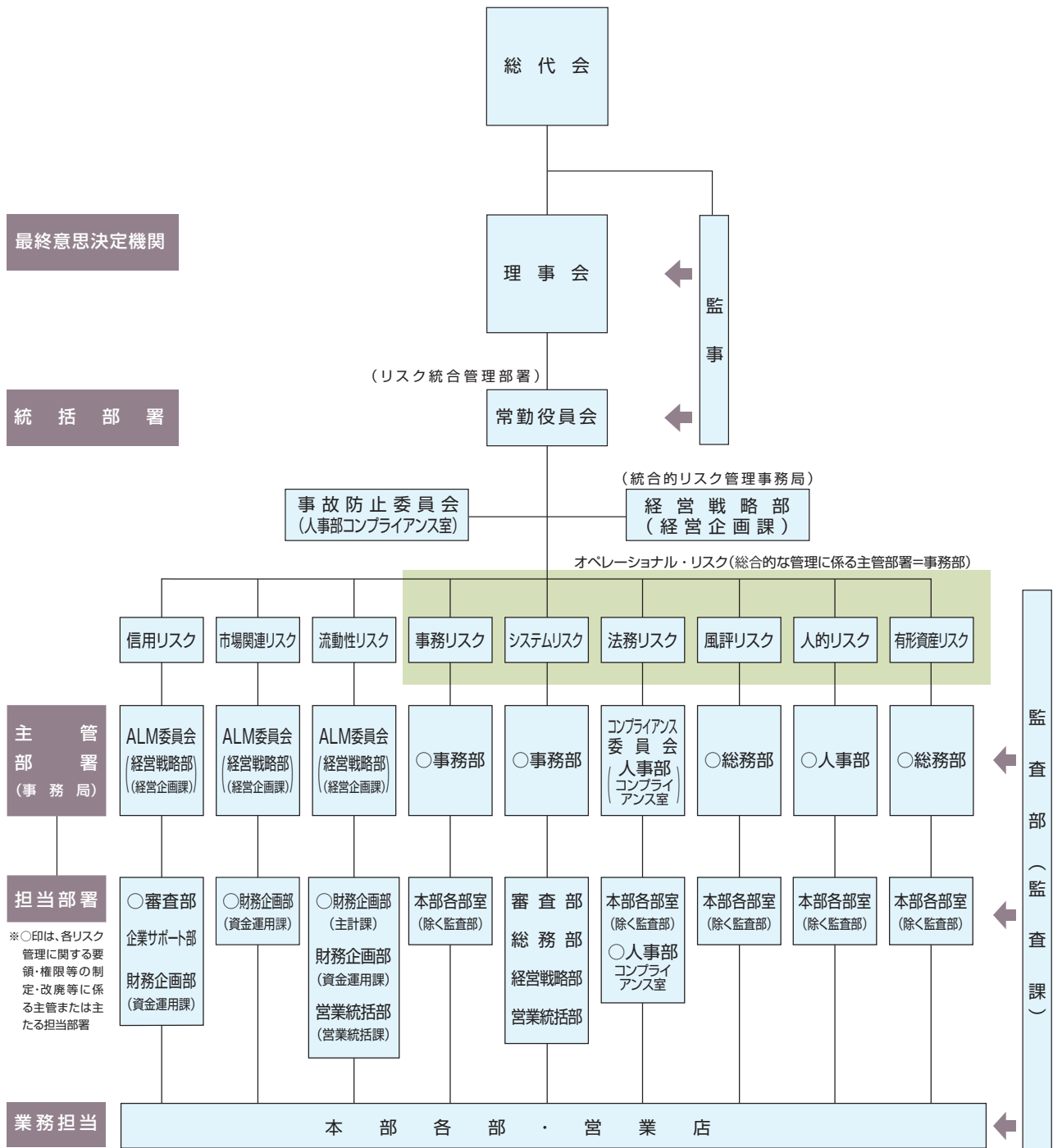


当金庫では、有形資産リスクに対応した適切な管理態勢の整備とリスクの軽減に向けた取り組みを進めています。具体的には、本支店の建物を定期的に点検し営繕を行うとともに、建設後長期間経過した建物は計画的に順次改築する等管理しております。





## リスク管理に関する体系図 (令和元年6月30日現在)



### 「緊急時業務継続規程」

当金庫では、自然災害やシステム障害、サイバー攻撃、伝染病の感染・流行等に対し、①住民の生活や経済活動の維持、②資金決済面での混乱防止、③経営面におけるリスクの軽減を基本方針として、より体系的・整合的に業務継続体制の整備・構築を図るため、「緊急時業務継続規程」を制定しています。また、本部・営業店における具体的な対応方法を定めた「緊急時業務継続要領」を策定しており、必要性を十分認識のうえ、職場内研修などを通して職員に周知・徹底を図っています。

# コンプライアンス（法令等遵守）体制

地域金融機関に課せられた社会的責任と公共的使命を果たすため、当金庫では、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置付けています。平成16年5月に「コンプライアンス委員会」を設置、同時に「コンプライアンス委員会規程」を策定し施行以来、コンプライアンス体制の強化を図るべく、リスク管理と企業倫理に関する一層の体制整備と意識の醸成に取り組んでいます。

また、コンプライアンス意識の向上を図るため、部店毎にコンプライアンス研修を実施するとともに、人事部コンプライアンス室で報告を受け、適宜助言を行っています。また、全職員を対象とした全体研修を実施しています。

## 山梨信用金庫倫理綱領

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない公正な業務運営を行う。
4. 反社会的勢力とはこれを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。
5. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

## コンプライアンス宣言

1. 山梨信用金庫の役職員等は、お客様や地域社会の信頼に応えるため、コンプライアンスをすべての行動の原点とし、法令、社会的規範及び庫内規程等を遵守いたします。
2. 山梨信用金庫の役職員等は、お客様とのお取引の際、金融取引に関する法令、庫内規程等に基づく適正な処理を行うために、日頃からこれらの関連業務に関する知識の向上に努めます。
3. 山梨信用金庫の役職員等は、お客様の個人情報等の重要性を認識し、これらの情報の取扱いには細心の注意を払い、金庫外への漏えいがないように適切に管理を行います。
4. 山梨信用金庫の役職員等は、日頃のコミュニケーションを重視し、若手職員の意見を採り上げるなど風通しの良い働きやすい職場環境創りに努めます。
5. 山梨信用金庫の役職員等は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。
6. 山梨信用金庫の役職員等は、役職員に関するコンプライアンス違反行為等の発生時には、法令、庫内規程等に基づき厳正に対処いたします。

山梨信用金庫  
理事長 五味節夫

## 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めこれを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放県民会議・暴力追放推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## マネー・ローンダリング防止に向けた取組み

当金庫は、平成30年9月の理事会で決議した、「マネー・ローンダリング等防止方針」に基づき、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の防止を徹底しています。

- 当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する方針を以下のとおり定め、一元的な内部管理態勢を構築いたします。
1. (運営方針) 当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（以下「マネー・ローンダリング等」といいます）の防止に関して役割および責任を明確にし、適時適切な対応を実施できる態勢を整備します。
  2. (取引時確認) 当金庫は、取引時確認について、別に定める「顧客の受入れに関する方針」ならびに事務規程等に基づき、適時適切な対応を実施できる態勢を整備します。
  3. (役職員の研修) 当金庫は、全役職員への研修や外部研修を継続的に受講することにより、マネー・ローンダリング等防止にかかる役職員の知識習得、意識向上を図ります。
  4. (遵守状況の検証) 当金庫は、マネー・ローンダリング等防止の状況について、定期的に内部監査を実施し、その監査結果を踏まえてさらなる態勢の改善に努めます。
  5. (疑わしい取引の届出) 当金庫は、「顧客の受入れに関する方針」に定める疑わしい取引または取引モニタリングの結果を検証し、疑わしい顧客や取引等を適切に処理し、当局に対して疑わしい取引の届出を直ちに行う態勢を構築します。



## 振り込め詐欺等への対応

オレオレ詐欺や架空請求詐欺などの「振り込め詐欺」等は、依然として被害が高い水準にあり手口が巧妙・複雑化しております。

当金庫は、振り込め詐欺未然防止をするために窓口にお越しのお客さまで、当日に高額のお金の引き出しをされる個人のお客さまにはその理由を確認させていただくなど声掛けを実施しております。また、ATMコーナーでの携帯電話の使用自粛・初期画面での注意喚起など被害の未然防止にむけ一層の取組みを強化しております。

## 内部管理基本方針

当金庫は、業務の健全性及び適切性を確保する体制を整備するとともに、その実効性を確保するため、以下の項目について内部管理に関する基本方針を定めています。

1. 当金庫は、理事および職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 当金庫の理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
  - (1) 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制
  - (2) 当金庫の子法人等の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
11. 当金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制

## 金融ADR制度への対応

### 【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情・相談のお申し出に迅速・公正かつ適切に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ・店頭掲示ポスター等で公表しています。

苦情・相談は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は23ページ参照）またはお客様相談窓口（電話：0120-454-585）にお申し出ください。

### 【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談窓口、または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システムを用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、山梨県弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談窓口」にお尋ねください。

# 顧客保護等管理態勢

当金庫では、お客様の立場に立ち、お客様に安心して納得のいくお取引をしていただけるように「お客様相談窓口」を設置し、お客様からの要望、苦情・相談に的確に素早くお応えする等、企業モラルの啓蒙と実践を具体的に履行する態勢を強化しております。

また、「お客様の声カード」・「報告・連絡・相談シート」等を採用することにより、お客様の要望・申し出等を収集し、業務に活用できる態勢となっておりますので、お気軽にご意見・ご要望をお寄せください。

## ●お客様相談窓口〈当金庫営業日9:00～17:00〉

【専用電話 0120-454-585】

【ファックス 055-235-0356】

## 個人情報保護宣言

(プライバシーポリシー)

(抜粋)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報等の保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。

また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

## 顧客保護等管理方針

当金庫は、お客様の保護およびお客様の利便性の向上を図るため、以下の方針を定め遵守いたします。

1. お客様まとの取引について、法令等に基づき、商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. お客様からのご相談または苦情等について適切かつ十分に対応し、お客様の声を真摯に受けとめ、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めます。
3. お客様の情報について適切に取得するとともに、情報への不正アクセス、情報の紛失、漏洩等の防止に努め、適切かつ安全に管理いたします。
4. お客様まとの取引に関連して業務を外部委託する場合には、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めます。
5. お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反となるおそれのある取引を適切に管理いたします。
6. その他、お客様の保護および利便の向上のために必要であると判断した業務については、適切に管理いたします。

## 金融商品販売に係る勧誘方針

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要項目について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。



# 営業のご案内

## 預金業務 (令和元年 6月30日現在)

預 金 名	特 色	期 間	お預け入れ額
当 座 預 金	小切手・手形でお支払いになれ、事業等の資金決済にご利用いただけます。手形専用当座預金 (㊤当座) もあります。	いつでも出し入れ自由	1円以上
普 通 預 金	給与・年金の自動受取り、公共料金の自動支払い等に幅広くご利用でき便利です。現金のほか小切手・手形・郵便為替・公社債・利札・配当金領収書等もお預け入れいただけます。	いつでも出し入れ自由	1円以上
無 利 息 型 普 通 預 金 ( 決 済 性 預 金 )	利息がつかないものの、公共料金の自動支払い等にもご利用でき、預金保険制度により全額保護され、安心便利な預金です。	いつでも出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 預 金	預金残高に応じた金利 (5段階) が適用されますので普通預金に比べ有利な預金です。お得なスウィングサービスのお取扱いもできます。個人の方のみご利用いただけます。	いつでも出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金	まとまったお金だけど長期は無理という時に最適です。7日間以上お預けいただき、お引き出しの2日前にご通知いただければお受取りできます。	7日以上	1万円以上
納 税 準 備 預 金	納税資金を計画的に準備していただくための預金です。	入金は自由 引出しは納税時	1円以上
定 期 預 金	まとまったお金を大きく育てます。		
期日指定定期預金	個人の方のみご利用いただける1年複利の定期預金です。1年経過後は1ヵ月前のご連絡で全額または、一部のお引き出しが出来ます。	1年以上 3年以下	100円以上 300万円未満
ス ー パ ー 定 期	お預け入れ時点の金利情勢に応じて、当金庫が決定いたしました金利が受けられます。	1ヵ月以上 5年以下	100円以上 1,000万円未満
大 口 定 期 預 金	まとまった資金運用プランに最適な定期預金です。	1ヵ月以上 5年以下	1,000万円以上 1円単位
変動金利定期預金	金利情勢に応じ預入後6ヵ月毎に利率が変動し、自動的にタイムリーな金利になります。3年複利型は個人の方のみご利用いただけます。	1年以上 3年以下	100円以上 1円単位
ATMで預入した定期	お客様ご自身によってATMで通帳に定期預金をおつくりいただけますと、金利が優遇されます。	1ヵ月以上 5年以下	1,000円以上 100万円以下
IBスーパー定期	インターネットバンキング加入により、ご自宅のパソコンやスマートフォン等で定期預金をお申込みいただけます。	1ヵ月・3ヵ月 6ヵ月・1年	1万円以上 500万円以下
新型複利定期預金	預入期間は5年で1年経過後はいつでも必要な金額だけを引き出すことができ、預ける期間により金利がステップアップしていく半年複利の定期預金です。	1年以上 5年以下	10万円以上 1,000万円未満
N C D 譲 渡 性 預 金	余裕資金を短期、効率的に運用できる預金で、第三者に譲渡できます。	2週間以上 2年以下	5,000万円以上 1,000万円単位
財 形 貯 蓄	お勤めの方が給料やボーナスから天引きして積み立てる預金です。		
一 般 財 形 預 金	お使いみち自由な預金です。預金限度額に上限はありませんが、お利息は課税扱いとなります。	3年以上	
財 形 年 金 預 金	財形預金をされる方の老後のための個人年金預金です。60歳を過ぎると年金形式でお受取りいただけます。財形住宅預金と合計で550万円まで非課税扱いとなります。55歳未満の方が対象です。	5年以上	1,000円以上
財 形 住 宅 預 金	住宅取得を目的とした預金です。財形年金預金と合計で550万円まで非課税扱いとなります。55歳未満の方が対象です。	5年以上	
定 期 積 金	毎月一定の掛金で積み立てる預金です。		
ス ー パ ー 積 金	無理なく着実にお積立ただけ、大きな目標も達成できる預金です。	1年・2年・3年・ 4年・5年	1,000円以上
フリープランエース		1年以上 5年以下	5,000円以上

※ 普通預金・定期預金・定期積金・自動融資を一つの通帳にセットした総合口座通帳もお取扱いしております。  
 ※ 上記以外の商品もお取扱いしております。詳細につきましては、お近くの窓口等にお問合わせください。

## 融資業務 (令和元年6月30日現在)

地域でお預かりした資金を元に地域の中小企業及び個人のお客様の資金ニーズにお応えしていくことが私たちの使命であり、運転資金、設備資金はもとより各種制度融資、信用保証協会融資等に幅広く対応しております。

また、個人の皆様には、住宅ローン、教育ローン、オートローン、多目的ローン等各種ローンを豊富に取り揃え、地元のお客様の多様なニーズにきめ細やかにお応えしております。

なお、当金庫は何よりもまず、地域金融機関として地元のお客様に気軽にご融資のご相談をいただけるよう、営業店職員一人ひとりが「Face to Face」をモットーに明るい相談窓口を目指しております。

### 【個人向け各種ローンのご案内】

商品名	お使いみち	ご融資限度額	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築、購入、増改築、住宅資金の借換資金等にご利用いただけます。また、オール電化・太陽光発電システム等の「環境配慮型住宅」の要件を満たす住宅の新築・購入・リフォーム時に金利引下げとなる「エコ・プラン」も取扱っています。	8,000万円以内	35年以内
無担保住宅ローン	担保設定や保証人徴求などの手続きが不要で、住宅の新築、購入、増改築、住宅資金の借換資金等にご利用いただけます。	1,500万円以内	20年以内
☆リフォームローン エコ・リフォームローン	ちょっとした増改築や改築等、住まいに関する様々な費用にご利用いただけます。また、太陽光発電システム等の設置時に金利引下げとなるエコ・リフォームローンも取扱っています。	1,000万円以内	15年以内
職域パートナーローン	当金庫と「職域パートナー契約」を締結いただいている事業所にお勤めの個人のお客様のみにご利用いただけるローン商品です。手続面でご利用いただきやすくなっているほか、金利面でも大変お得な商品となっております。	500万円以内	10年以内
☆オートローン ☆エコ・オートローン	自動車の購入、免許の取得、車検や修理等、車に関するあらゆる費用にご利用いただけます。また、低燃費車または低排出ガス車の購入時には金利引下げとなるエコ・オートローンも取扱っています。	1,000万円以内	10年以内
☆教育ローン	入学金・授業料・下宿代など、教育に関する資金が必要なお客さまにご利用いただけます。	1,000万円以内	最大契約期間 13年6ヵ月以内
教育サポートローン	お使いみちは教育ローンと同じですが、極度額の範囲内で繰り返し何度でもご利用いただけます。	500万円以内	最大契約期間 11年6ヵ月以内
☆多目的ローン	日々の生活を営むうえで必要な資金等、暮らしに関するあらゆる費用にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
☆フリーローン「エブリィ」	お使いみちは自由です。おまとめにもご利用いただけます。	500万円以内	3ヵ月以上 10年以内
☆しんきんカードローン ☆カードローン「きゃっする」	不意の出費やちょっとした期間など、自分のリズムでご利用いただけます。	10万円～100万円以内 (10万円単位) 10万円～300万円以内 (10万円単位)	3年ごとの 自動更新
☆ドリームエース	お使いみちは自由です。あなたの夢にエースが応えます。	300万円以内	7年以内

(令和元年6月30日現在)

☆印のついた商品は、当金庫ホームページ (<http://www.yamasin.jp/>) において、web上での仮審査申込の受付ができます。  
※詳細につきましては、ホームページをご覧ください。お近くの窓口等にお問合わせください。

### ・「利益相反管理方針」

当金庫は、お客様との間における利益相反のおそれのある取引に関し、信用金庫法及び金融商品取引法に基づき利益相反管理方針を定めており、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適切に業務を遂行しております。

### 【一般融資】

割引手形	商業受取手形を当金庫が買取りご融資するものです。
手形貸付	短期決済資金等の運転資金にご利用いただけます。
証書貸付	設備資金・長期運転資金等にご利用いただき、定期的にご返済をしていただきます。
当座貸越	あらかじめ定められた限度額まで、反復ご利用いただけます。

※各地方公共団体の制度融資および保証協会保証付融資もお取り扱いしております。

### 【代理業務】

次に掲げるものの業務を代行しております。

信金中央金庫、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、勤労者退職金共済機構、福祉医療機構、日本銀行、年金積立金管理運用、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構、地方住宅供給公社、東日本建設業保証、日本酒造組合中央会、しんきん保証基金、全国石油協会



## 外国為替

外国為替	<p>信金中央金庫への取次による外国送金等の業務を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貿易：輸出（輸出手形の買い取り）（輸出代金のお取り立て） 輸入（信用状の発行）（輸入手形の決済）</li> <li>・外国送金 ・インパクトローン（外貨建融資）</li> </ul>
------	---

## 内国為替

振込・送金 代金取立	<p>当金庫本・支店はもちろんのこと、全国の金融機関をネットする「全銀システム」によりスピーディーで確実な送金・振込及び手形小切手のお取立てができます。</p>
---------------	--

## 各種サービス

しんきん ATM ゼロ ネットサービス	<p>当金庫以外の全国の信用金庫の ATM を手数料無料でご利用いただけます。所定時間内のご預金の入出金手数料が対象です。ただし、本サービスをご利用いただけない ATM が一部ございます。</p>
キャッシュカード	<p>当金庫本・支店、全国の信用金庫はもちろん、全国の金融機関及び郵便局で土曜・日曜・祝日もご利用いただけます。（一部店舗稼働）</p>
デビットカードサービス	<p>お手持ちのキャッシュカードがそのままデビットカードとして全国の加盟店でご利用いただけます。</p>
自動受取り	<p>口座のご指定により、給料、年金、配当金等が自動的にお受取にできます。</p>
自動支払い	<p>公共料金・クレジット代金・家賃等を指定口座から自動的にお支払いいたします。</p>
貸金庫	<p>預金証書・権利証・株券・貴金属等、お客様の大切な財産を安全にお預りいたします。最寄りの全店舗でご利用いただけます。</p>
夜間金庫	<p>休日・夜間等、営業時間外の売上金を安全確実にお預りいたします。</p>
リースのご案内	<p>機械設備などのリースをご希望のお客さまに、しんきんリース（株）をご案内します。</p>
国債等の窓口販売	<p>個人向け国債のお申込みの受付や、中途換金の受付等を行っております。</p>
損害保険の窓口販売	<p>火災保険のお申込みの受付を行っております。また、傷害保険の販売も行っております。</p>
生命保険の窓口販売	<p>個人年金保険・一時払終身保険の販売を行っております。また、がん保険・医療保険の販売も行っております。</p>
年金相談	<p>相談窓口において、いつでも専門の担当者がご相談に応じております。</p>
テレホンバンキング	<p>残高照会、入出金明細照会、振込・為替が電話一本でお手軽にご利用いただけます。《フリーダイヤル》0120-08-1387（携帯電話の場合は、03-5783-3105） なお、振込・振替サービスのご利用には当金庫とのご契約が必要となります。</p>
モバイルバンキング	<p>残高照会、入出金明細照会、振込・為替が携帯電話各社の公式メニューよりお手軽にご利用いただけます。 なお、本サービスのご利用には、当金庫とのご契約が必要となります。《ご利用できる携帯電話》NTT ドコモ、au、ソフトバンク</p>
個人インターネット バンキング	<p>残高照会、入出金明細照会、取引履歴照会、振込等がパソコンやスマートフォン等によりお手軽にご利用いただけます。 アクセスは山梨信用金庫ホームページより（<a href="http://www.yamasin.jp/">http://www.yamasin.jp/</a>）。 なお、本サービスのご利用には、当金庫とのご契約が必要となります。</p>
法人インターネット バンキング	<p>個人インターネットバンキングのサービス内容に加えて、口座振替、総合振込、給与・賞与振込（データ伝送）がパソコンによりお手軽にご利用いただけます。山梨信用金庫ホームページ（<a href="http://www.yamasin.jp/">http://www.yamasin.jp/</a>）からご利用ください。 なお、本サービスのご利用には、当金庫とのご契約が必要となります。</p>
バンキングアプリ	<p>残高照会、入出金明細照会、取引履歴照会がアプリをスマートフォンにインストールすることによりお手軽にご利用いただけます。 なお、本サービスのご利用は、キャッシュカードをお持ちのお客さま、または、個人インターネットバンキングをご利用のお客さまが対象となります。</p>
しんきん電子記録 債権サービス	<p>電子記録債権法に基づき「でんさいネット」を利用して提供する決済サービスです。</p>
料金振込サービス （ペイジー）	<p>パソコンや携帯電話から、税金・各種料金の払込がご利用いただけます。 なお、本サービスのご利用には、当金庫とのモバイルバンキング・個人インターネットバンキング・法人インターネットバンキングのご契約が必要となります。</p>
インターネット	<p>営業のご案内を当金庫のホームページでご覧いただけます。（<a href="http://www.yamasin.jp/">http://www.yamasin.jp/</a>）</p>
お客様相談窓口	<p>お客様からのご相談・ご意見を承っております。TEL0120-454-585（ダイヤルイン）</p>

# お勧め商品等のご紹介

## 夏季特別定期預金 『富士山』『こころ』



- ☆お客様のニーズに合わせて、2つの商品をご用意いたしました。
- ★定期預金「富士山」：お預入期間は1年間、店頭表示金利の5倍となります。
- ★定期預金「こころ」：お預入期間は5年間、半年複利で長くお預けいただくほど、お得となり、店頭表示金利の最大7倍となります。
- ★お取扱期間：  
令和元年6月17日(月)～令和元年9月30日(月)

## やましん職域パートナー制度



当金庫と職域パートナー契約を締結いただいた企業・官公庁・各種団体等へお勤めの皆さまへ、さまざまな優遇サービス・商品を提供する等、事業所の福利厚生の充実をお手伝いいたします。

パートナー契約の受付は随時、行っております。お近くの営業店までお問い合わせください。

金融に関するご相談に当金庫の営業店担当がお応えします。

## やましんフリーローン 「エブリィ」



- ★お使いみち自由！最大500万円、最長10年間で借入のおまともにもお使いいただけます。
- ★年金受給者・パート・アルバイト・個人事業主の方もご利用いただけます。
- ★(一社)しんきん保証基金の保証による担保・保証人不要の商品ですのでお気軽にご利用いただけます。

## ホームページからローンのお申し込みを受け付けております



当金庫ホームページより、個人のお客様向けのローンについて仮審査のお申し込みを受け付けております。

スマートフォンやタブレットからもお申し込みいただけますので、お気軽にご利用ください。

★URL:<http://www.yamasin.jp/>へアクセス

★スマートフォン・タブレットからはこちら⇒

※一部、ホームページからお申し込みいただけない商品がございます。







# 店舗・ATMコーナーのご案内

## 店舗のご案内

地区	店舗名	住所	電話番号	貸金庫	夜間貸金庫	地区	店舗名	住所	電話番号	貸金庫	夜間貸金庫	
甲府市	本部	甲府市中央 1-12-36	☎055-235-0311	○	○	甲斐市	敷島	甲斐市中下条 628-8	☎055-277-7511	○		
	本店	甲府市中央 1-12-36	☎055-225-0220	○	○		玉幡	甲斐市西八幡 2377-3	☎055-279-3511	○	○	
	南	甲府市太田町 22-12	☎055-235-2215	○	○		笛吹市	石和	笛吹市石和町市部 1103-14	☎055-262-4181	○	○
	善光寺	甲府市善光寺 1-17-16	☎055-235-4151	○				石和南	笛吹市石和町河内 34-4	☎055-262-0511	○	
	徳行	甲府市徳行 4-16-24	☎055-226-2411	○	○		上野原市	上野原 上野原 3260-1	☎0554-62-5101	○	○	
	池田	甲府市長松寺町 1-6	☎055-228-2161	○	○		甲州市	塩山 甲州市塩山上於曾 1225	☎0553-33-5211	○	○	
	南西	甲府市高畑 2-19-5	☎055-222-4811	○	○		中央市	田富 中央市布施 2327-4	☎055-274-5111	○	○	
	国母	甲府市国母 8-3-10	☎055-226-8511	○	○		西八代郡	市川 西八代郡市川三郷町市川大門 173-4	☎055-272-2121	○		
湯村	甲府市湯村 1-9-43	☎055-254-2511	○		南巨摩郡	増穂 南巨摩郡富士川町天神中条 1049-2	☎0556-22-3311	○	○			
富士吉田市	富士吉田	富士吉田市下吉田 5-15-25	☎0555-22-5161	○	○	中巨摩郡	昭和 中巨摩郡昭和町河東中島 1750-1	☎055-275-4311	○			
	松山	富士吉田市上吉田 2-4-16	☎0555-22-3231	○	○	南都留郡	河口湖 南都留郡富士河口湖町船津 3639-25	☎0555-72-1171	○	○		
都留市	谷村	都留市中央 1-6-15	☎0554-43-1161	○	○	相模原市	橋本	相模原市緑区橋本 2-11-15	☎042-773-1231	○	○	
山梨市	山梨	山梨市上神内川 1087-6	☎0553-23-2211	○	○		相模原中央	相模原市中央区中央 5-1-1	☎042-755-1331	○	○	
大月市	大月	大月市大月 1-10-1	☎0554-22-1161	○	○		相模湖	相模原市緑区与瀬 1084	☎042-685-1161	○		
	猿橋	大月市猿橋町猿橋 48-1	☎0554-22-2161	○			津久井	相模原市緑区中野 301	☎042-784-5161	○	○	
韮崎市	韮崎	韮崎市本町 2-6-17	☎0551-22-8788	○			城山	相模原市緑区原宿 3-2-1	☎042-782-7561	○		
南アルプス市	小笠原	南アルプス市小笠原 282-2	☎055-282-1135	○		藤野	相模原市緑区小淵 1693-1	☎042-687-2161	○	○		

## ATMコーナーのご案内

### ■ 店内 ATM 稼働時間一覧

\*…休止

地区	店舗名	営業時間帯				地区	店舗名	営業時間帯			
		平日	土曜日	日曜日	祝日			平日	土曜日	日曜日	祝日
甲府市	本店	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	甲斐市	敷島	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*
	南	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	*	*		玉幡	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*
	善光寺	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*	笛吹市	石和	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00
	徳行	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*		石和南	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*
	池田	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*	上野原市	上野原	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	南西	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*	甲州市	塩山	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*
	国母	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	*	*	中央市	田富	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*
	湯村	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	*	*	西八代郡	市川	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	*	*
富士吉田市	富士吉田	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	南巨摩郡	増穂	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*
	松山	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	中巨摩郡	昭和	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	*	*
都留市	谷村	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	南都留郡	河口湖	8:30 ~ 20:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
山梨市	山梨	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	*	*	相模原市	橋本	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
大月市	大月	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00		相模原中央	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	猿橋	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 17:00	*	*		相模湖	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
韮崎市	韮崎	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*		津久井	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
南アルプス市	小笠原	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00		城山	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
						藤野	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	

### ■ 店外 ATM 設置場所および稼働時間一覧

\*…休止

地区	設置場所	営業時間帯			地区	設置場所	営業時間帯		
		平日	土曜日	日曜日・祝日			平日	土曜日	日曜日・祝日
甲府市	青葉 ATM コーナー	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	笛吹市	春日居サイバーナイフ・リハビリ病院	9:00 ~ 18:00	9:00 ~ 17:00	*
富士吉田市	富士見 ATM コーナー	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 17:00	*		御坂 ATM コーナー	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	*
都留市	ホームセンターオーツル	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	上野原市	新田 ATM コーナー	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	オギノ都留店	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00		しおつ ATM コーナー	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
大月市	イオン大月店	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	中巨摩郡	イトヨーカードー甲府昭和	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
	鳥沢 ATM コーナー	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 17:00	*		イオンモール甲府昭和	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
甲斐市	七保 ATM コーナー	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 17:00	*	南都留郡	河口湖ショッピングセンターベルド	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	ザ・ビッグ甲斐敷島店	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00		フォレストモール富士河口湖	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
	フォレストモール甲斐竜王	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00					

(令和元年6月30日現在)

※上記の他、甲府信用金庫との共同設置店外 ATM として、甲府駅前（南口）、オギノ山梨ショッピングセンター、ラザウォーク甲斐双葉店、オギノ上今井店のキャッシュコーナーもご利用いただけます。

# 各種手数料一覧表 (消費税込) 令和元年6月30日現在

## 1. 為替関係手数料

振込手数料		当金庫本支店宛		他行宛
		同一店内	他店宛	他行宛
窓口振込	3万円未満	108円	216円	非会員 648円 会員 540円
	3万円以上	324円	432円	非会員 864円 会員 756円
ATM振込	3万円未満	108円	108円	非会員 432円 会員 324円
	3万円以上	108円	216円	非会員 648円 会員 540円
	3万円未満	108円	108円	432円
	3万円以上	324円	324円	648円
H/Bによる取引 テレホンバンキング モバイルバンキング	3万円未満	無料	108円	非会員 432円 会員 324円
	3万円以上	無料	216円	非会員 648円 会員 540円
	同一顧客	無料		
インターネット バンキング	3万円未満	無料	108円	324円
	3万円以上	無料	216円	540円
自動送金 サービス	3万円未満	108円	108円	非会員 432円 会員 324円
	3万円以上	108円	216円	非会員 648円 会員 540円
給与振込		無料		108円
機能サービス (月額基本料金)	契約条件を満たさない場合	窓口料金		
	ファームバンキング	1,080円		
	ホームバンキング テレホンバンキング モバイルバンキング インターネットバンキング(個人)	無料		
	インターネットバンキング(法人)	2,160円		
	データ伝送 (総振・総振替・口座振替 (1契約ごと月額))	1,080円		
	代金取立	当金庫本支店	自店払い 本支店	216円
出納代手	他行	甲府交換	山梨県内店舗 神奈川県内店舗	432円 648円
		東京交換	山梨県内店舗 神奈川県内店舗	648円 216円
	他行	横浜交換	山梨県内店舗 神奈川県内店舗	648円 216円
		普通扱い 至急扱い(速達郵便)	864円 1,080円	
	広域出代(SC)	旅籠クーポン券1枚	648円	
		当金庫本支店	無料	
送金	当金庫本支店宛、他行宛	864円		
	振込訂正依頼(同一店内)	324円		
不渡り・組戻し	振込訂正依頼(本支店)	324円		
	振込訂正依頼(他行)	648円		
	振込・送金組戻し(本支店・他行)	864円		
	不渡り手形返却料(本支店・他行)			
	取立手形組戻し料(本支店・他行)			
	取立手形店頭示料(本支店・他行)			
取次ぎ事務	他行宛地方税等取次ぎ納付書付き「文書振込」納付書1通	432円		

## 2. 証明書関係手数料 (信金中代理賃を含む)

取引履歴証明書	1枚につき	108円
残高証明書	依頼人所定用紙による発行	2,160円
	監査法人所定用紙による発行	3,240円
	英文発行	1,080円
	定期発行	324円
	都度発行	648円
利息証明書		540円
取引明細書		540円

## 3. 小切手帳等・カード発行手数料

小切手帳等	小切手帳(1冊50枚) 署名鑑別係なく	2,160円
	約束手形・為替手形(1冊25枚) 署名鑑別係なく	
	マル専手形	
	自己宛小切手(1枚)	648円
	署名鑑登録時・変更時	3,240円
再発行	キャッシュカード (汚損・破損・紛失・盗難)	1,080円
	合併によるカードの切替	540円
	通帳・証書 (汚損・破損・紛失・盗難)	1,080円
	返済予定表	540円

## 4. ATM利用料

ATM利用料	平日午後6時まで (土曜午後2時まで)	無料
(当金庫のお客 様が当金庫の ATMをご利用 した場合)	平日午後6時～午後9時まで	108円
	土曜午後2時～午後7時まで	108円
	日曜午前9時～午後7時まで	108円
	祝日午前9時～午後7時まで	108円

## 5. 融資関係手数料

不動産担保 関係	不動産担保調査 手数料	1千万円未満	10,800円
		1千万円以上2千万円未満	21,600円
	設定変更 手数料	2千万円以上3千万円未満	32,400円
		3千万円以上5千万円未満	43,200円
		5千万円以上1億円未満	64,800円
	遠隔地 手数料	1億円以上	86,400円
新築用融資物件で、未実行(引 札不導・任売不導等)の場合		10,800円	
抹消 手数料	極度・順位・債務者 変更・譲渡・譲受	32,400円	
	物件追加(当初からの 設定条件を除く)	32,400円	
証書貸付 (住宅ローン・ 保証付消費者 ローン以外)	全額繰上返済 手数料	借入日から1年未満	無料
	変更契約手数料 (一部繰上を含む)	1年以上	5,400円
住宅ローン	固定金利 選択型	借入日から1年未満	無料
		1年以上10年未満	32,400円
		10年以上20年未満	21,600円
	全額繰上返済 手数料	20年以上	10,800円
		借入日から1年未満	無料
		1年以上	10,800円

保証付消費 者ローン	全額繰上返済 手数料	借入日から1年未満	無料
	1年以上	5,400円	
代理賃 (委託先へ納付)	変更契約手数料 (一部繰上を含む)	借入日から1年未満	無料
	1年以上	5,400円	
信金中金	期前借入	期前借入(一部)併済手数料	5,400円
	国民生活事業	期前借入(一部)併済手数料	無料
	中小企業事業	期前借入(一部)併済手数料	注1

注1 平成18年7月以降の貸付分については、所定の手  
数料徴収

融資証明関係	事業性の場合	21,600円	
	事業性以外の場合	6,480円	
有価証券 担保関係	有価証券担保設定手数料	5,400円	
	設定変更(差替え等)手数料 ※抹消を除く	3,240円	
当座貸越関係	口座 残高 超過 料	5千万円以下	3,240円
	1億円以下	5,400円	
	1億円超	10,800円	
	オーナーカードローン口座管理料(年間)	2,160円	
質権設定関係	火災保険質権設定手数料(1件)	1,080円	
	預金質権設定手数料(1件)	10,800円	
融資管理関係	管理 担保 料	根保証 売掛債権先	5,400円
	個別保証 売掛債権先	5,400円	
その他	確定日付設定手数料	1,080円	

## 6. 両替手数料・硬貨入出金手数料

両替手数料	100枚まで	無料
	101～300枚	108円
	301～500枚	216円
	501～1,000枚	324円
	1,001枚以上1,000枚毎	324円加算
	①同一金種への交換(新券への交換含む) ②汚損した現金の交換 ③記念硬貨の交換	無料
大量硬貨入 出金手数料 (1件当たり)	500枚まで	無料
	501～1,000枚	324円
	1,001～2,000枚	648円
	2,001～3,000枚	972円
	3,001～4,000枚	1,296円
	4,001～5,000枚	1,620円
以後1,000枚毎に324円を加算した 金額		

## 7. 保管業務・その他手数料

貸金庫利用手数料 (年間)	山梨県内店舗	9,072円～ 19,440円
	神奈川県内店舗	19,440円
夜間金庫 利用手数料 (年間)	山梨県内店舗	19,440円
	神奈川県内店舗	25,920円
株式(出資) 払込事務	専用品入金帳1冊	5,400円
	靴1個(年間)	12,960円
株主(出資) 払込事務	1千万円未満	21,600円
	1千万円以上	43,200円
FD扱い	FD扱い	108円
	帳票扱い	216円
口座振替 (請求1件)	集金代行 による 場合	月額基本料 請求1件
	請求1件	140円
出資証券再発行		1,080円
個人情報 開示手数料	基本項目の場合	540円
	その他項目の場合	1,080円
税務調査等諸調査、照会等に関わる調査手数料		54円

・上記一覧表は各手数料の一部を説明したものです。詳細については各営業店窓口にお問い合わせ下さい。



# 資料編

## 目次

### 財務情報

貸借対照表	26
損益計算書	27
剰余金処分計算書	27
貸借対照表の注記	28
損益計算書の注記	32
報酬体系について	32

### 経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移	33
主要な業務の状況を示す指標	33
業務粗利益	33
資金運用収支の内訳	34
受取・支払利息の増減	34
利鞘	34
利益率	34
預金に関する指標	34
預金積金及び譲渡性預金平均残高	34
定期預金残高	34
貸出金等に関する指標	35
貸出金平均残高	35
貸出金残高	35
貸出金の担保別内訳	35
債務保証見返の担保別内訳	35
資金使途別残高	35
預貸率	35
貸出金業種別内訳	35
有価証券に関する指標	36
有価証券期末残高・平均残高	36
預証率	36
有価証券の残存期間別残高	36
売買目的有価証券	37
満期保有目的の債券	37
その他有価証券	37
時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券	37
金銭の信託	37
デリバティブ取引	37

信用金庫法上の不良債権	38
金融再生法開示債権とリスク管理債権の状況	38
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	39
定量的開示事項	40
自己資本の構成に関する事項	40
自己資本の充実度に関する事項	41
信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	42
信用リスク削減手法に関する事項	44
派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項	44
証券化エクスポージャーに関する事項	44
出資等エクスポージャーに関する事項	44
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	45
金利リスクに関する事項	45
定性的開示事項	46
山梨信用金庫グループの主要な事業の内容	48
子会社等の状況	48
連結自己資本比率	48
信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく開示項目	49



# 財務情報

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第94期	第95期
	平成30年3月31日現在	平成31年3月31日現在
(資産の部)		
現金	6,913	7,698
預け金	154,435	159,796
買入金銭債権	320	350
有価証券	109,393	105,270
国債	30,711	27,166
地方債	17,787	19,969
社債	49,515	45,571
株式	926	1,252
その他の証券	10,452	11,309
貸出金	174,074	173,939
割引手形	1,462	1,341
手形貸付	27,842	26,817
証書貸付	139,010	139,936
当座貸越	5,759	5,843
その他資産	3,250	3,180
未決済為替貸	117	144
信金中金出資金	2,139	2,139
前払費用	9	8
未収収益	408	363
その他の資産	574	524
有形固定資産	5,982	5,851
建物	1,325	1,297
土地	3,686	3,645
リース資産	222	176
その他の有形固定資産	747	732
無形固定資産	75	63
ソフトウェア	4	4
リース資産	5	4
その他の無形固定資産	65	54
前払年金費用	380	424
繰延税金資産	780	544
債務保証見返	1,120	735
貸倒引当金	△ 7,262	△ 6,693
(うち個別貸倒引当金)	(△ 7,160)	(△ 6,571)
<b>資産の部合計</b>	<b>449,465</b>	<b>451,163</b>

科 目	第94期	第95期
	平成30年3月31日現在	平成31年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	424,392	429,444
当座預金	6,675	7,237
普通預金	146,897	153,298
貯蓄預金	2,020	1,981
通知預金	272	217
定期預金	243,594	241,193
定期積金	20,099	20,991
その他の預金	4,833	4,526
借入金	5,360	4,554
借入金	5,360	4,554
その他負債	1,119	1,126
未決済為替借	223	286
未払費用	152	138
給付補填備金	8	8
未払法人税等	13	13
前受収益	170	169
払戻未済金	55	55
払戻未済持分	3	7
職員預り金	199	209
リース債務	228	180
資産除去債務	15	15
その他の負債	48	42
賞与引当金	110	112
その他の引当金	24	19
債務保証	1,120	735
<b>負債の部合計</b>	<b>432,129</b>	<b>435,995</b>
(純資産の部)		
出資金	10,345	10,311
普通出資金	4,045	4,011
優先出資金	6,300	4,299
その他の出資金	—	2,000
資本剰余金	179	179
資本準備金	179	179
利益剰余金	6,440	3,705
利益準備金	700	839
その他利益剰余金	5,739	2,865
特別積立金	4,080	1,087
(うち目的積立金)	(4,080)	(1,087)
当期末処分剰余金	1,659	1,777
処分未済持分	△ 0	△ 2
会員勘定合計	16,964	14,192
その他有価証券評価差額金	371	975
評価・換算差額等合計	371	975
<b>純資産の部合計</b>	<b>17,335</b>	<b>15,168</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>449,465</b>	<b>451,163</b>



## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第94期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第95期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
経常収益	6,218,770	6,156,666
資金運用収益	4,679,190	4,585,225
貸出金利息	3,664,997	3,618,396
預け金利息	241,263	218,125
有価証券利息配当金	717,117	691,466
その他の受入利息	55,812	57,236
役務取引等収益	602,361	586,066
受入為替手数料	307,164	304,403
その他の役務収益	295,197	281,662
その他業務収益	100,685	142,880
国債等債券売却益	7,959	52,780
その他の業務収益	92,726	90,099
その他経常収益	836,532	842,494
貸倒引当金戻入益	409,738	364,611
償却債権取立益	295,843	391,712
株式等売却益	90,305	64,121
その他の経常収益	40,645	22,049
経常費用	4,658,448	4,565,514
資金調達費用	109,726	97,427
預金利息	84,916	74,624
給付補填備金繰入額	3,354	3,592
借入金利息	20,398	18,122
その他の支払利息	1,056	1,088
役務取引等費用	406,633	419,745
支払為替手数料	121,058	121,268
その他の役務費用	285,575	298,477
その他業務費用	2,241	41,459
国債等債券売却損	-	736
国債等債券償還損	-	36,443
その他の業務費用	2,241	4,280
経費	4,018,456	3,946,337
人件費	2,475,137	2,452,654
物件費	1,473,094	1,424,606
税金	70,224	69,076
その他経常費用	121,389	60,544
貸出金償却	71,775	44,576
株式等売却損	10,524	-
その他資産償却	5,624	-
その他の経常費用	33,465	15,968
経常利益	1,560,322	1,591,152
特別損失	19,764	119,933
固定資産処分損	444	1,062
減損損失	19,319	118,870
税引前当期純利益	1,540,557	1,471,219
法人税、住民税及び事業税	14,588	13,843
法人税等調整額	132,582	4,207
法人税等合計	147,141	18,050
当期純利益	1,393,386	1,453,168
繰越金（当期首残高）	249,450	324,273
優先出資消却積立金取崩額	-	4,022,201
自己優先出資消却額（△）	-	4,022,201
90周年記念事業積立金取崩額	17,000	-
当期末処分剰余金	1,659,836	1,777,442

## 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第94期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第95期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
当期末処分剰余金	1,659,836,841	1,777,442,189
90周年記念事業積立金取崩額	20,000,000	-
剰余金処分額	1,355,563,357	1,531,276,115
利益準備金	139,338,676	145,316,870
普通出資に対する配当金	(年 1.00%) 40,224,681	(年 1.00%) 39,964,245
優先出資に対する配当金	(年 1.00%) 126,000,000	(年 1.00%) 85,995,000
特別積立金 (優先出資消却積立金)	1,000,000,000	1,200,000,000
特別積立金 (店舗新設修繕積立金)	30,000,000	50,000,000
特別積立金 (周年行事積立金)	20,000,000	10,000,000
繰越金（当期末残高）	324,273,484	246,166,074

当金庫では、第94期（平成29年度）および第95期（平成30年度）の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月25日

山梨信用金庫

理事長 五味節夫

## 貸借対照表の注記（記載上の注意）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 34 年～47 年      その他 3 年～20 年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残存保証の取決めがあるものは当該残存保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 37,330 百万円であります。

### 8. 退職給付債務及び引当金

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。また、平成 16 年 12 月 1 日より従来の確定給付型の他に確定拠出型制度も採用し、併用型の退職給付制度としております。

#### (2) 退職給付債務及び費用に関する事項（全国信用金庫厚生年金基金に対する債務を除く）

##### イ. 計算結果の結果（割引率：期末 0.029%加重平均割引率）

- 平成 30 年 4 月 1 日現在 退職給付債務 1,356,076,285 円
- 平成 30 年度勤務費用 75,897,691 円
- 平均残存勤務年数 10.6 年

##### ロ. 計算結果の明細（割引率：0.029%）

確定給付企業年金制度	金額（千円）
①期首における退職給付債務	1,356,076
②勤務費用（従業員掛金拠出額含む）	75,897
③利息費用	396
④数理計算上の差異の当期発生額	10,067
⑤退職給付の支払額	△150,846
⑥過去勤務費用の当期発生額	-
⑦期末における退職給付債務	1,291,590

##### ハ. 平成 30 年度末貸借対照表（平成 31 年 3 月 31 日現在）（単位：千円）

退職給付債務	1,291,590
年金資産	1,664,695
未積立退職給付債務	△373,104
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識過去勤務債務	-
未認識数理計算上の差異	51,650
退職給付引当金	-
前払年金費用	△424,755

（注）未認識数理計算上の差異については、翌年度より定額法にて費用処理。処理年数は 5 年。

- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

#### ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成 30 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額 1,669,710 百万円      年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,806,457 百万円  
差引額 △136,747 百万円

#### ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成 30 年 3 月分） 0.3402%

#### ③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 197,854 百万円〔及び別途積立金 61,107 百万円〕であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 159 百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 賞与引当金は職員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
- 子会社等の株式又は出資金の総額 20 百万円であります。
- 子会社等に対する金銭債務総額 27 百万円であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額は 6,662 百万円であります。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は 414 百万円、延滞債権額は 14,943 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。



19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は9百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は561百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,927百万円であります。  
なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」に基づいて、当金庫が参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、67百万円であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,341百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産：有価証券1,899百万円、預け金11,624百万円、担保資産に対応する債務：預金168百万円、借入金4,511百万円  
上記のほか、手形交換保証金・水道局収納事務保証金として現金6百万円、為替決済取引等の担保として預け金(定期預け金)9,000百万円を差入れております。
25. 出資1口当たりの純資産額133円33銭であります。
26. 金融商品の状況に関する事項  
(1) 金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されており、このうち、外国証券の一部銘柄については、クーポン部分について為替の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。  
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制  
① 信用リスクの管理  
当金庫は、融資事務取扱規程、管理債権規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び企業サポート部により行われ、また、定期的に常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
さらに、与信管理の状況については、審査部がチェックしております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営戦略部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理  
(i) 金利リスクの管理  
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMに関する規程、要領及び細則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、常勤役員会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。  
日常的には経営戦略部及びALM委員会において金融資産や負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤役員会に報告するとともに、四半期毎に理事会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理  
当金庫は、為替の変動リスクに関して、毎月、所定の方法によりリスク量等のモニタリングを行い、月次ベースで常勤役員会に報告するとともに、四半期毎に理事会に報告しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、余裕資金運用規程に従い行われております。  
このうち、財務企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前協議、投資限度額の設定をしているほか、経営戦略部では、継続的なモニタリングを行っており、価格変動リスクの軽減を図っております。  
事業推進目的で保有している株式については、経営戦略部及び財務企画部において、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。  
これらの情報は、経営戦略部及び財務企画部により経営陣に定期的に報告されるほか、常勤役員会及び理事会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報  
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。  
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。  
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。  
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、「当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値」は、5,986百万円減少するものと把握しております。  
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。  
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当金庫は、日次ベースで資金管理を行い、資金調達額や資金繰りの状況等についてモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び常勤役員会に報告しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  
なお、金融商品のうち貸出金、預け金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
27. 金融商品の時価等に関する事項  
平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	159,796	160,130	334
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	31,612	32,252	640
その他有価証券	73,616	73,616	-
(3) 貸出金 (*1)	173,939		
貸倒引当金 (*2)	△6,552		
	167,387	171,132	3,745
金融資産計	432,412	437,132	4,719
(1) 預金積金 (*1)	429,444	429,659	214
(2) 借入金 (*1)	4,554	4,621	67
金融負債計	433,999	434,281	281

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、無リスク利率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28. から32. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、無リスク利率を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を無リスク利率で割り引いて現在価値を算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式 (*1)	20
非上場株式 (*1)	21
信金中金出資金 (*1)	2,139
合 計	2,181

(\*1) 左記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、32. まで同様であります。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	16,706	17,260	554
	地方債	1,904	1,947	43
	社債	12,599	12,645	45
	その他	200	200	0
	小 計	31,410	32,054	643
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	2	2	△0
	社債	-	-	-
	その他	200	196	△3
	小 計	202	198	△3
合 計		31,612	32,252	640

その他有価証券

（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	469	353	116
	債券	59,420	57,894	1,526
	国債	10,460	9,977	483
	地方債	17,763	17,342	421
	社債	31,195	30,574	621
	その他	5,183	4,934	249
	小 計	65,073	63,181	1,891
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	741	804	△63
	債券	2,075	2,099	△24
	国債	-	-	-
	地方債	298	300	△1
	社債	1,776	1,799	△22
	その他	5,726	6,180	△454
	小 計	8,542	9,085	△542
合 計		73,616	72,266	1,349





29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。  
30. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	341	64	-
債券	2,589	52	0
国債	1,489	47	-
地方債	-	-	-
社債	1,100	5	0
その他	720	-	36
合 計	3,651	117	37

31. 当事業年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。  
32. 有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。  
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として当事業年度末における時価の帳簿価額に対する下落率が30%以上50%未満のものについては市場価格の推移や当該企業の業況及び時価下落要因等を総合的に判断し早期の回復が見込み難いと判定したものとしており、また下落率が50%以上のものについては一律「著しく下落した」と判断することとしております。  
時価評価されていない主な有価証券のうち、当該有価証券の実質価値が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価値が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価値をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。  
また、実質価値が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該有価証券の実質価値の帳簿価額に対する下落率が50%以上のものとしております。  
33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、お客様からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,325百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が7,431百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づきお客様の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。  
34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金部分直接償却有税分	9,496 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,816
貸出金未収利息不算入調整分	92
競売配当金処理否認	708
減価償却超過額	78
繰越欠損金	49
その他有価証券評価差額金	72
その他	306
繰延税金資産小計	12,620
税務上の繰越欠損金に係る評価制引当額	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	11,512
評価性引当額小計	11,512
繰延税金資産合計	1,108
繰延税金負債	
前払年金費用	117
その他有価証券評価差額金	445
繰延税金負債合計	563
繰延税金資産の純額	544

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（平成31年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	49	-	-	49
評価性引当額	-	-	-	-
繰延税金資産	49	-	-	49

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

35. 表示方法の変更  
企業会計基準第28号「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。  
36. 平成30年10月15日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資12,600,000,000円のうち4,000,500,000円を消却いたしました。優先出資の一部消却を受け、当事業年度より優先出資金2,000,250,000円をその他の出資金に振り替えて計上しております。

## 損益計算書の注記（記載上の注意）

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による費用総額は 91,194 千円であります。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	富士ビジネス サービス(株)	100%	事務用備品・PR頒布品等の 購入、在庫管理等	事務用備品・PR頒布品等の 仕入れ等	91	未払費用	5

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当庫が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

- 出資1口当たりの当期純利益金額は 16 円 94 銭であります。
- 退職給付費用

平成 30 年度末 損益計算書 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

項目	確定給付企業年金制度
退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)	8,288
内	
①勤務費用	75,897
②利息費用	396
③過去勤務債務の費用処理額	-
④会計基準変更時差異の処理金額	-
⑤数理計算上の差異の費用処理額	△ 33,151
⑥期待運用収益 (2.0%)	△ 34,854

上記以外に、企業型確定拠出年金への拠出額及び全国信用金庫厚生年金基金への掛金を退職給付費用として処理しており、その金額は 192,634 千円であります。

- 当事業年度において、市場価格の著しい低下により以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額 118 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位：百万円)

地域	主な用途	種類	減損損失
山梨・静岡県内	遊休資産9ヶ所	その他の有形固定資産 (土地・建物)	100
山梨県内	事業用資産1ヶ所	土地	18
合計	-	-	118

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

なお、資産のグルーピング方法は、管理会計上最小区分である営業店単位 (ただし、連携して営業を行っている営業店グループは、当該グループ単位) でグルーピングを行っておりますが、金庫全体に関連する資産 (本部使用資産、各厚生施設) は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。

## <報酬体系について>

- 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。

### (1) 報酬体系の概要

#### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

- 平成 30 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、39 百万円です。

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は 4 名、監事は 1 名です (期中に退任した者を含む)。  
2. 上記の内訳は、「基本報酬」39 百万円であり、「賞与」の実績はありませんでした。  
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

- その他

「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 22 号) 第 2 条第 1 項第 3 号及び第 6 号並びに第 1 項第 3 号及び第 6 号に該当する事項はありませんでした。

- 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者であります。

なお、平成 30 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
2. 「同等額」は、平成 29 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
3. 平成 30 年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



# 経営指標

## 最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
経常収益	6,921,870 千円	6,708,926	6,245,798	6,218,770	6,156,666
経常利益	1,026,262 千円	1,491,881	1,353,540	1,560,322	1,591,152
当期純利益	929,825 千円	1,341,763	1,294,085	1,393,386	1,453,168
普通出資総額	4,041 百万円	4,063	4,066	4,045	4,011
優先出資総額	6,300 百万円	6,300	6,300	6,300	4,299
普通出資総口数	80,830 千口	81,276	81,332	80,914	80,228
優先出資総口数	40,000 千口	40,000	40,000	40,000	27,300
純資産額	14,440 百万円	15,922	16,093	17,335	15,168
総資産額	429,104 百万円	432,325	446,491	449,465	451,163
預金積金残高	407,095 百万円	409,778	421,482	424,392	429,444
貸出金残高	172,585 百万円	169,865	171,363	174,074	173,939
有価証券残高	115,682 百万円	114,351	114,579	109,393	105,270
単体自己資本比率	9.72 %	10.37	10.56	11.02	9.22
普通出資に対する配当金 (出資 1 口当たり)	0.49 円	0.49	0.49	0.49	0.49
優先出資に対する配当金 (出資 1 口当たり)	4.41 円	3.15	3.15	3.15	3.15
役員数	10 人	10	10	10	10
うち常勤役員数	6 人	6	6	6	6
職員数	465 人	458	448	421	410
会員数	68,575 人	67,953	67,419	66,730	67,021

(注) 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 主要な業務の状況を示す指標

### ■ 業務粗利益

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度
資金運用収支	4,569,464	4,487,797
資金運用収益	4,679,190	4,585,225
資金調達費用	109,726	97,427
役務取引等収支	195,728	166,320
役務取引等収益	602,361	586,066
役務取引等費用	406,633	419,745
その他の業務収支	98,443	101,420
その他業務収益	100,685	142,880
その他業務費用	2,241	41,459
業務粗利益	4,863,636	4,755,539
業務粗利益率	1.11%	1.07%

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用 (2017 年度 - 千円、2018 年度 - 千円) を控除して表示しております。  
 2. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100  
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ■ 資金運用収支の内訳

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
資金運用勘定	436,141	442,936	4,679,190	4,585,225	1.07	1.03
うち貸出金	168,780	170,597	3,664,997	3,618,396	2.17	2.12
うち預け金	152,017	164,142	241,263	218,125	0.15	0.13
うち買入金銭債権	439	299	1,126	2,736	0.25	0.91
うち有価証券	112,763	105,756	717,117	691,466	0.63	0.65
資金調達勘定	427,552	435,562	109,726	97,427	0.02	0.02
うち預金積金	421,152	430,216	88,270	78,216	0.02	0.01
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	5,928	4,925	20,398	18,122	0.34	0.36

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成 29 年度 610 百万円、平成 30 年度 600 百万円)を控除して表示しております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ■ 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	平成 29 年度			平成 30 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	23,603	△ 135,030	△ 111,426	11,499	△ 106,889	△ 95,389
うち貸出金	14,386	△ 131,759	△ 117,372	39,010	△ 85,611	△ 46,600
うち預け金	14,590	△ 43,766	△ 29,176	17,677	△ 40,815	△ 23,138
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	△ 5,373	40,495	35,122	△ 45,187	19,537	△ 25,650
支払利息	1,427	△ 23,804	△ 22,376	△ 1,796	△ 10,533	△ 12,329
うち預金積金	1,633	△ 22,770	△ 21,136	1,773	△ 11,828	△ 10,054
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 205	△ 1,034	△ 1,239	△ 3,569	1,294	△ 2,275

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、1/2 ずつ増減しております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ■ 利鞘

(単位：%)

	平成 29 年度	平成 30 年度
資金運用利回	1.07	1.03
資金調達原価率	0.96	0.92
総資金利鞘	0.11	0.11

## ■ 利益率

(単位：%)

	平成 29 年度	平成 30 年度
総資産経常利益率	0.351	0.352
総資産当期純利益率	0.313	0.321

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返り)平均残高}} \times 100$

## 預金に関する指標

### ■ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度
流動性預金	155,682	161,340
うち有利息預金	131,438	136,457
定期性預金	265,469	268,876
うち固定金利定期預金	246,077	242,223
うち変動金利定期預金	43	34
その他	—	—
計	421,152	430,216
譲渡性預金	—	—
合計	421,152	430,216

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金 + 別段預金 + 納税準備預金  
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金  
  固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
  変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金  
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### ■ 定期預金残高

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度
定期預金	243,594	241,193
固定金利定期預金	243,551	241,160
変動金利定期預金	42	33
その他	—	—



## 貸出金等に関する指標

### 貸出金平均残高

(単位：百万円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度
手形貸付	25,318	25,580
証書貸付	136,800	138,263
当座貸越	5,689	5,616
割引手形	971	1,137
合計	168,780	170,597

### 貸出金残高

(単位：百万円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度
貸出金	174,074	173,939
変動金利	73,874	74,376
固定金利	100,199	99,563

### 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度
当金庫預金積金	5,987	6,155
有価証券	314	314
動産	9	8
不動産	47,162	45,065
その他	-	-
計	53,474	51,544
信用保証協会・信用保険	49,758	49,484
保証	7,482	7,206
信用	63,359	65,704
合計	174,074	173,939

### 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度
当金庫預金積金	12	8
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	125	116
その他	913	555
計	1,052	681
信用保証協会・信用保険	32	30
保証	-	-
信用	99	80
合計	1,184	791

### 資金用途別残高

(単位：百万円、%)

	平成 29 年度		平成 30 年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	64,061	36.8	62,931	36.1
運転資金	110,012	63.1	111,008	63.8
合計	174,074	100.0	173,939	100.0

### 預貸率

(単位：%)

	平成 29 年度	平成 30 年度
期末預貸率	41.01	40.50
期中平均預貸率	40.07	39.65

(注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

	平成 29 年度			平成 30 年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	589	15,925	9.14	578	15,311	8.80
農業、林業	23	435	0.24	26	868	0.49
漁業	1	12	0.00	1	10	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	3	51	0.02	3	59	0.03
建設業	889	18,219	10.46	879	17,739	10.19
電気・ガス・熱供給・水道業	29	544	0.31	33	595	0.34
情報通信業	15	227	0.13	17	570	0.32
運輸業、郵便業	81	3,089	1.77	86	3,343	1.92
卸売業、小売業	659	12,568	7.21	655	12,413	7.13
金融業、保険業	11	3,467	1.99	13	2,794	1.60
不動産業	322	18,486	10.61	340	17,718	10.18
物品賃貸業	19	196	0.11	16	387	0.22
学術研究、専門・技術サービス業	19	85	0.04	21	93	0.05
宿泊業	47	4,984	2.86	55	5,075	2.91
飲食業	186	1,933	1.11	194	2,028	1.16
生活関連サービス業、娯楽業	87	3,007	1.72	100	2,889	1.66
教育、学習支援業	10	138	0.07	10	120	0.06
医療、福祉	85	4,114	2.36	92	4,221	2.42
その他のサービス	339	8,481	4.87	354	9,041	5.19
小計	3,414	95,971	55.13	3,473	95,282	54.77
地方公共団体	22	25,728	14.77	24	28,056	16.12
個人	15,908	52,375	30.08	15,556	50,600	29.09
合計	19,344	174,074	100.00	19,053	173,939	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 有価証券に関する指標

### 有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区分	平成 29 年度		平成 30 年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	30,711	32,560	27,166	28,659
地方債	17,787	18,690	19,969	18,050
社債	49,515	51,015	45,571	46,971
株式	926	675	1,252	1,022
外国証券	603	367	812	683
その他の証券	9,849	9,453	10,497	10,368
合計	109,393	112,763	105,270	105,756

### 預証率

(単位：百万円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度
有価証券(期末残高) (A)	109,393	105,270
預金(期末残高) (B)	424,392	429,444
預証率	(A/B)	25.77%
	期中平均	26.77%

(注) 1. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 有価証券の残存期間別残高

#### 平成 29 年度

(単位：百万円)

科目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め の無いもの	合計
国債	2,203	2,842	12,204	3,003	1,182	9,273	—	30,711
地方債	2,704	1,009	599	5,039	5,036	3,397	—	17,787
社債	5,774	16,680	4,642	7,401	10,218	4,797	—	49,515
政府保証債	870	2,059	2,032	5,039	1,863	—	—	11,865
公社公団債	900	—	—	517	925	328	—	2,672
金融債	3,802	11,199	1,198	—	204	—	—	16,405
事業債	200	3,421	1,412	1,844	7,225	4,468	—	18,572
転換社債	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	203	400	—	603
株式	—	—	—	—	—	—	926	926
投資信託	—	192	3,445	—	4,618	—	1,404	9,660
その他の証券	—	—	—	—	—	—	188	188
合計	10,682	20,724	20,892	15,445	21,260	17,868	2,519	109,393

#### 平成 30 年度

(単位：百万円)

科目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め の無いもの	合計
国債	702	8,126	9,203	—	2,378	6,755	—	27,166
地方債	501	811	2,142	6,485	5,949	4,078	—	19,969
社債	5,829	13,466	3,859	9,246	8,517	4,652	—	45,571
政府保証債	1,028	2,045	2,338	5,331	319	—	—	11,063
公社公団債	—	—	207	1,238	330	—	—	1,776
金融債	4,400	7,600	401	206	—	—	—	12,607
事業債	401	3,820	912	2,469	7,866	4,652	—	20,123
転換社債	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	404	200	—	604
株式	—	—	—	—	—	—	1,252	1,252
投資信託	—	797	3,028	—	4,784	402	1,496	10,508
その他の証券	—	—	—	—	—	—	196	196
合計	7,033	23,202	18,234	15,731	22,034	16,088	2,945	105,270



## ■ 売買目的有価証券

該当ありません。

## ■ 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成 29 年度			平成 30 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	17,908	18,580	672	16,706	17,260	554
	地方債	3,099	3,157	58	1,904	1,947	43
	社債	15,598	15,681	83	12,599	12,645	45
	その他	—	—	—	200	200	0
	小 計	36,606	37,420	814	31,410	32,054	643
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	2	2	△ 0
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	400	395	△ 4	200	196	△ 3
	小 計	400	395	△ 4	202	198	△ 3
合 計		37,006	37,815	809	31,612	32,252	640

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## ■ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成 29 年度			平成 30 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	603	504	98	469	353	116
	債券	46,576	45,361	1,214	59,420	57,894	1,526
	国債	8,416	8,021	394	10,460	9,977	483
	地方債	11,450	11,163	286	17,763	17,342	421
	社債	26,709	26,176	533	31,195	30,574	621
	その他	2,924	2,853	71	5,183	4,934	249
	小 計	50,104	48,719	1,384	65,073	63,181	1,891
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	282	296	△ 14	741	804	△ 63
	債券	14,831	15,024	△ 192	2,075	2,099	△ 24
	国債	4,386	4,464	△ 78	—	—	—
	地方債	3,237	3,280	△ 42	298	300	△ 1
	社債	7,208	7,279	△ 70	1,776	1,799	△ 22
	その他	7,127	7,791	△ 663	5,726	6,180	△ 454
	小 計	22,241	23,112	△ 871	8,542	9,085	△ 542
合 計		72,345	71,832	513	73,616	72,266	1,349

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## ■ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	20	20
非上場株式	21	21
合 計	41	41

- (注) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

## ■ 金銭の信託

該当ありません。

## ■ デリバティブ取引

金利関連取引・通貨関連取引・株式関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引  
 該当ありません。

# 信用金庫法上の不良債権

## ■金融再生法開示債権とリスク管理債権の状況

法令に基づいて開示が義務付けられているものには、「金融再生法開示債権」と「リスク管理債権」があります。これらはいずれも、金融庁が公表している金融検査マニュアルおよび日本公認会計士協会の実務指針などの枠組みに沿って実施される「自己査定」の結果に基づいて、該当債権を正確に検証して集計するものです。

## 金融再生法開示債権の状況

金融再生法施行規則第4条に定める以下の「債権区分」と債務者区分等の関係は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
金融再生法上の不良債権	平成29年度	16,612	13,487	6,297	7,189	81.18%	69.70%
	平成30年度	16,191	12,768	6,178	6,589	78.85%	65.81%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成29年度	7,571	7,571	2,925	4,646	100.00%	100.00%
	平成30年度	5,799	5,799	2,078	3,721	100.00%	100.00%
危険債権	平成29年度	8,564	5,682	3,171	2,510	66.34%	46.55%
	平成30年度	9,821	6,704	3,854	2,849	68.25%	47.75%
要管理債権	平成29年度	476	233	201	32	49.03%	11.69%
	平成30年度	569	264	245	18	46.35%	5.65%
正常債権	平成29年度	158,993					
	平成30年度	158,845					
合 計	平成29年度	175,605					
	平成30年度	175,036					

### ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。債務者区分の破綻先及び実質破綻先がこれらに該当します。

### ②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至ってはいませんが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権です。債務者区分の破綻懸念先が該当します。

### ③要管理債権

「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

### ④正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

### ⑤「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計算しております。

## リスク管理債権の状況

リスク管理債権は、信用金庫法に基づいて従来から開示しているもので「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」の総称です。これは、主に債務者による元利金支払状況に着目した開示で貸出金のみの債権です。

## リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率	
破綻先債権	平成29年度	589	328	261	100.00%
	平成30年度	414	252	162	100.00%
延滞債権	平成29年度	15,008	5,592	6,533	80.79%
	平成30年度	14,942	5,555	6,269	79.13%
3ヵ月以上延滞債権	平成29年度	41	33	2	86.20%
	平成30年度	8	5	0	59.77%
貸出条件緩和債権	平成29年度	434	168	29	45.46%
	平成30年度	561	240	18	46.14%
合 計	平成29年度	16,074	6,122	6,827	80.55%
	平成30年度	15,926	6,053	6,449	78.50%





①破綻先債権

元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- a. 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- b. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- c. 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- d. 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- e. 手形交換所において取引停止処分を受けた債務者

②延滞債権

未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- a. 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- b. 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

③3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

④貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

⑤なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

⑥「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

⑦「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

⑧保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

## ■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

### 貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

項目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成 29 年度	142	102	—	142	102
	平成 30 年度	102	121	—	102	121
個別貸倒引当金	平成 29 年度	7,711	7,160	181	7,529	7,160
	平成 30 年度	7,160	6,571	204	6,955	6,571
合計	平成 29 年度	7,853	7,262	181	7,672	7,262
	平成 30 年度	7,262	6,693	204	7,058	6,693

### 貸出金償却

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度
貸出金償却	71,775	44,576

# 定量的開示事項

## 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成29年度	経過措置による 不算入額	平成30年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	16,798		14,066
うち、出資金及び資本剰余金の額	10,525		10,490
うち、利益剰余金の額	6,440		3,705
うち、外部流出予定額 (△)	166		125
うち、上記以外に該当するものの額	△0		△2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	102		121
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	102		121
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,900		14,188
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	43	10	46
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	43	10	46
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	3	0	4
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	220	55	307
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	267		357
<b>自己資本</b>			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	16,632		13,831
<b>リスク・アセット等 (3)</b>			
信用リスク・アセットの額の合計額	141,342		140,865
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,569		△ 1,425
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	10		
うち、繰延税金資産	0		
うち、前払年金費用	55		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,636		△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額	9,498		9,085
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナルリスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	150,840		149,951
<b>自己資本比率</b>			
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.02%		9.22%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



## ■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	141,342	5,653	140,865	5,634
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	142,863	5,714	142,170	5,686
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	36	1	15	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	217	8	223	8
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	9	0	6	0
我が国の政府関係機関向け	282	11	197	7
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	35,213	1,408	34,200	1,368
法人等向け	37,374	1,494	38,282	1,531
中小企業等向け及び個人向け	33,507	1,340	34,051	1,362
抵当権付住宅ローン	8,472	338	8,043	321
不動産取得等事業向け	38	1	36	1
3か月以上延滞等	4,084	163	2,994	119
取立未済手形	23	0	28	1
信用保証協会等による保証付	1,313	52	1,339	53
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,045	81	2,768	110
出資等のエクスポージャー	2,045	81	2,768	110
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	20,245	809	19,981	799
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,157	126	3,567	142
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,006	120	2,787	111
上記以外のエクスポージャー	11,706	468	11,251	450
②証券化エクスポージャー	1	0	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	1	0	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
③—1. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	3	0	—	—
③—2. リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			117	4
ルック・スルー方式			117	4
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	66	2	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,636	△ 65	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	42	1	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	2	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	9,498	379	9,085	363
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	150,840	6,033	149,951	5,998

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
 3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで。

4. 当金庫は基礎的手法によりオペレーショナルリスク相当額を算定しています。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## ■信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
国内	455,849	455,904	175,605	175,036	108,280	103,121	-	-	8,792	6,829
国外	600	800	-	-	600	800	-	-	-	-
地域別合計	456,449	456,704	175,605	175,036	108,880	103,921	-	-	8,792	6,829
製造業	23,759	23,925	16,764	16,089	6,994	7,836	-	-	991	728
農業、林業	550	918	550	918	-	-	-	-	13	11
漁業	13	10	13	10	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	51	59	51	59	-	-	-	-	-	-
建設業	20,196	19,790	19,996	19,490	200	300	-	-	531	390
電気、ガス、 熱供給、水道業	5,378	5,224	582	627	4,796	4,597	-	-	5	-
情報通信業	939	1,673	227	572	412	910	-	-	32	27
運輸業、郵便業	7,712	8,038	3,252	3,478	4,360	4,460	-	-	550	-
卸売業、小売業	14,119	14,009	13,370	13,209	749	800	-	-	419	411
金融業、保険業	173,663	168,404	3,511	2,825	17,800	13,866	-	-	4	-
不動産業	20,340	19,523	19,939	19,022	401	501	-	-	1,536	1,416
物品賃貸業	199	389	199	389	-	-	-	-	-	-
各種サービス	93	483	-	-	23	423	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	136	149	136	149	-	-	-	-	0	-
宿泊業	5,039	5,134	5,039	5,134	-	-	-	-	2,385	2,383
飲食業	2,477	2,678	2,477	2,678	-	-	-	-	272	251
生活関連サービ ス業、娯楽業	3,298	3,294	3,298	3,294	-	-	-	-	278	130
教育、学習支援業	173	160	173	160	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	4,460	4,589	4,460	4,589	-	-	-	-	1	1
その他のサービス	9,614	9,344	9,614	9,344	-	-	-	-	491	616
国・地方公共団体 等	89,979	94,912	25,798	28,117	62,096	58,710	-	-	-	-
個人	46,097	44,248	46,097	44,248	-	-	-	-	1,275	460
その他	28,301	29,739	49	625	11,044	11,515	-	-	-	-
業種別合計	456,449	456,704	175,605	175,036	108,880	103,921	-	-	8,792	6,829
1年以下	187,091	144,715	38,715	35,882	10,667	7,024	-	-	-	-
1年超3年以下	40,988	81,553	14,350	15,729	20,638	23,124	-	-	-	-
3年超5年以下	42,639	39,575	21,396	21,237	21,243	18,338	-	-	-	-
5年超7年以下	32,594	31,271	17,521	15,918	15,073	15,263	-	-	-	-
7年超10年以下	50,357	51,429	27,070	29,725	21,137	21,604	-	-	-	-
10年超	69,263	67,357	49,062	49,131	17,701	15,726	-	-	-	-
期間の定め のないもの	33,514	40,800	7,491	7,414	2,418	2,839	-	-	-	-
残存期間別合計	456,449	456,704	175,605	175,036	108,880	103,921	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には投資信託等が含まれます。

4. CVA リスクおよび中央清算期間関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。



ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌39ページの「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減」と同一内容のため、省略しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	29年度	30年度	29年度	30年度	目的使用		その他		29年度	30年度		
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
製造業	565	388	388	314	16	23	548	364	388	314	17	2
農業、林業	4	1	1	1	2	—	2	1	1	1	1	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	292	274	274	187	54	52	237	222	274	187	4	15
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	8	8	4	—	2	1	6	8	4	—	—
運輸業、郵便業	103	91	91	91	—	—	103	91	91	91	—	—
卸売業、小売業	299	276	276	361	29	16	269	260	276	361	20	9
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	991	858	858	767	13	26	977	832	858	767	2	7
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
各種サービス	60	58	58	17	—	32	60	26	58	17	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	5	5	5	—	—	—	5	5	5	—	—
宿泊業	2,051	2,020	2,020	2,000	—	—	2,051	2,020	2,020	2,000	—	—
飲食業	116	112	115	116	—	7	116	105	115	116	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	214	179	179	72	—	3	214	175	179	72	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—
その他のサービス	2,120	2,102	2,102	1,998	—	28	2,120	2,073	2,102	1,998	8	4
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	886	775	773	631	63	12	822	763	773	631	15	4
合計	7,709	7,157	7,157	6,571	181	204	7,527	6,952	7,157	6,571	71	43

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	97,543	—	104,020
10%	—	2,718	—	1,901
20%	4,199	176,786	5,499	171,643
35%	—	23,953	—	22,809
50%	13,296	6,761	14,396	5,422
75%	—	72,255	—	72,197
100%	800	55,135	—	56,518
150%	—	2,199	—	1,421
200%	—	422	—	—
250%	—	378	—	873
1,250%	—	—	—	—
合計		456,449		456,704

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## ■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスクに削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保 証		クレジット・デリバティブ	
	適格金融資産担保		29年度	30年度	29年度	30年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	10,896	10,551	34,336	33,961	-	-
①ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
②金融機関向け	-	-	-	-	-	-
③法人等向け	3,433	2,962	2,649	2,727	-	-
④中小企業等・個人向け	7,145	7,309	31,645	31,183	-	-
⑤抵当権付住宅ローン	308	276	-	-	-	-
⑥不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
⑦3ヵ月以上延滞等	9	3	40	33	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## ■派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫では、本事項に該当するものはございません。

## ■証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、本事項に該当するものはございません。

## ■出資等エクスポージャーに関する事項

### イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,205	2,205	2,939	2,939
非上場株式等	2,182	2,182	2,182	2,182
合 計	4,388	4,388	5,121	5,121

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上場株式等には、投資信託等の裏付け資産のうち出資等に該当するものを一括計上しております。

### ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
売却益	90	64
売却損	10	-
償 却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
評価損益	116	89

### 二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当金庫では、本事項に該当するものはございません。



## ■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		200
マンドート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー		—

## ■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク			
項番		イ	ロ
		ΔEVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,986	
2	下方パラレルシフト	—	
3	スティープ化		
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	5,986	
		ハ	ニ
		当期末	前期末
8	自己資本の額	13,831	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成 31 年金融庁告示第 3 号（平成 31 年 2 月 18 日）による改正を受け、平成 31 年 3 月末から金利リスクの定義と計測手法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。
- なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」（平成 29 年度）は、2,725 百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末の ΔEVE とは計測定義等が異なります。このため、両社の差違が金利リスク量の増減を示すものではありません。

# 定性的開示事項

## 1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様からお預かりしている普通出資金、信金中央金庫が引受けた非累積的永久優先出資金、資本剰余金及び利益準備金により構成されております。

## 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率の状況について、国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一主義的な施策として考えております。

## 3. 信用リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務内容の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、与信管理の基本的な理念や、手続き等を明示した「信用リスク管理要領」に則り、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫は小口多数の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには過度な与信集中によるリスクの抑制のために、大口与信先の管理を毎月開催しているALM委員会で検討するなど、さまざまな角度からの分析に注力しております。また、信用リスクの計量化に向けては、信用格付制度の導入等インフラ整備を含めた整備を進めております。以上、信用リスク管理の状況や重要事項については、常勤役員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会に対して報告する態勢を整備しております。個別案件の審査・与信管理におきましては、審査部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣による審査会を定期的に開催し、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」に則り協議検討しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準書」及び「資産の償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻とともに（優良）担保・保証等を除いた未保全額に対して、貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて計算するなど、債務者の支払能力を総合的に勘案し必要と認められる額を計上しております。なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・株式会社格付情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)

## 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫はリスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも保全的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保評価事務取扱要領」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、金庫が定める「事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として信用保証協会、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当いたします。そのうち保証に関する信用度の評価については、信用保証協会は政府保証と同様、しんきん保証基金は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付けにより判定しております。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

## 5. 派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫では、本事項に該当するものはございません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。また、当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常勤役員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」等に基づき、適正な運用・管理を行っております。

一方、オリジネーター業務については、現在取扱はありません。

### ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

## ハ. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。



## 二. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・株式会社格付情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

リスクの認識については、当金庫が定める「市場関連リスク管理要領」等に基づき、時価評価及び各リスクファクターごとのリスク量を把握するとともに、運用状況について定期的に経営陣に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## 8. オペレーショナル・リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象により損失が発生しうる危険をいい、事務リスク、システムリスクのほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクが含まれます。

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「極小化すべきリスク」であると認識し、各リスク管理主管部署ならびに担当部署からの報告に基づき、リスク管理の統括部署である常勤役員会において、重要な事項について協議し、必要に応じ理事会に付議・報告を行っております。

事務リスク管理においては、常に事務リスク発生の危険性を把握し、規程や事務取扱要領等の指導を図るとともに、各種研修会や会議等を通じて厳正な事務処理の徹底を図っております。

また、お客様から寄せられた苦情や日々の業務の中で発生した事務ミスについて、適正に把握・一元管理し原因分析や改善策の検討を行い再発防止に役立てるとともに事務水準の向上に努めております。

システムリスク管理においては、経営方針、経営計画に従い、当金庫の情報資産保護のための管理体制を整備し、保護されるべき情報資産の範囲や管理すべきリスク、管理体制、万一、コンピューターシステムに障害が発生した場合のシステム対応等について「システムリスク管理要領」に定め管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、お客様相談窓口の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報および情報セキュリティの強化、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

### ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 9. 金利リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動に伴い保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことをいいますが、当金庫では、月次でリスク量の計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、銀行勘定のリスクについて、一定の金利ショックを想定した場合のリスク量を計測し、定期的あるいは必要に応じてALM委員会、常勤役員会で協議・検討するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

### ロ. 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE（金利ショックに対する現在価値の減少額）ならびに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	2.5年
②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
③流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提	金融庁が定める保守的な前提を採用
④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	組み入れていません
⑤複数の通貨の集計方法及びその前提	銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の算出にあたり、金利リスクの正値を合算（通貨は円貨のみ）
⑥内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ Nilに重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用していません
⑦前事業年度末の開示からの変動に関する説明	開示初年度につき記載はありません
⑧計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期の重要性テストの結果は監督上の基準値である20%を超えておりますが、金利リスク顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております

当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

○金利リスク計測の前提及びその意味ならびに金利ショックに関する説明

当金庫では、リスクを多角的に捉え管理を行うことを目的に、 $\Delta$ EVEの他に金利リスク量をVaRを用いて金利リスクによる時価変動額を算定しており、VaRの算定にあたっては、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用し、金利変動が正規分布になると仮定する「分散共分散法」（保有期間1年、観測期間5年、信頼水準99%）にて算定しております。

## 10. 連結の範囲に関する事項等

当金庫には、子会社として富士ビジネスサービス株式会社があります。山梨信用金庫グループとして連結された財務諸表は、連結財務諸表規則第5条第2項で規定される重要性の原則により、作成しておりません。このため連結財務諸表を基礎とする諸指標は算出しておりませんが、連結自己資本比率についてのみ「平成18年金融庁告示第21号」に準じて算出しております。

各種経営指標については山梨信用金庫単体のものをご参照ください。

# 山梨信用金庫グループの主要な事業の内容

当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務などのサービスを提供しております。

## 山梨信用金庫グループの事業系統図

山梨信用金庫

子会社

富士ビジネスサービス株式会社 (事務処理代行業務)

## 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当金庫 議決権比率	子会社等の 株式の所有割合
富士ビジネスサービス株式会社	甲府市中央1-12-36	物品販売・金庫用途品管理	平成5年3月2日	20	100.0%	-

## 連結自己資本比率

当金庫では、子会社は当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成していません。

なお、子会社の富士ビジネスサービス株式会社との連結自己資本比率は下記のとおりであります。

(単位：百万円)

項 目	平成29年度	経過措置による 不算入額	平成30年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	16,799		14,070
うち、出資金及び資本剰余金の額	10,524		10,490
うち、利益剰余金の額	6,442		3,709
うち、外部流出予定額 (△)	166		125
うち、上記以外に該当するものの額	△0		△2
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-		-
うち、為替換算調整勘定	-		-
うち、退職給付に係るものの額	-		-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	102		121
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	102		121
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格引当金不足額	-		-
適格引当金不足額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,902		14,192
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	43	10	46
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	43	10	46
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	3	0	4
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
退職給付に係る資産の額	220	55	307
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	267		357
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	16,634		13,835
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	141,322		140,845
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,568		△ 1,425
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	10		
うち、繰延税金資産	0		
うち、退職給付に係る資産	55		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,635		△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,437		8,932
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナルリスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	150,669		149,777
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.04%		9.23%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項		④有価証券に関する指標	P36
(1) 事業の組織	P12	イ.有価証券の残存期間別残高	
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	P12	ロ.有価証券の種類別の平均残高	
(3) 会計監査人の氏名又は名称	P27	ハ.預証率の期末値及び期中平均値	
(4) 事務所の名称及び所在地	P23	4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
2. 金庫の主要な事業の内容	P13	(1) リスク管理の体制	P14
3. 金庫の主要な事業に関する事項		(2) 法令遵守の体制	P16
(1) 直近の事業年度における事業の概況	P2	(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	P6
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	P33	(4) 金融ADR制度への対応	P17
①経常収益		5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
②経常利益又は経常損失		(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	P26
③当期純利益又は当期純損失		(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	P38
④出資総額及び出資総口数		①破綻先債権に該当する貸出金	
⑤純資産額		②延滞債権に該当する貸出金	
⑥総資産額		③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
⑦預金積金残高		④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
⑧貸出金残高		(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	P40
⑨有価証券残高		(4) 次に掲げるものに関する取得時価及び評価差額	
⑩単体自己資本比率		①有価証券	P37
⑪出資に対する配当金		②金銭の信託	P37
⑫職員数		(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	P39
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	P33	(6) 貸出金償却の額	P39
①主要な業務の状況を示す指標	P33	(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	P27
イ.業務粗利益及び業務粗利益率		6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	P32
ロ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支			
ハ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘			
ニ.受取利息及び支払利息の増減			
ホ.総資産経常利益率			
②預金に関する指標	P34		
イ.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高			
ロ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高			
③貸出金等に関する指標	P35		
イ.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高			
ロ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高			
ハ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額			
ニ.使途別の貸出金残高			
ホ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合			
ヘ.預貸率の期末値及び期中平均値			



©YAMANASHI SHIRIKIN BANK



## Symbol Mark



山梨の誇る名水。その透き通る水滴に映る、青い空と二筋の白い雲。二筋の雲は勢いよく上方へ伸びながら、互いに交じり合い、山梨信用金庫の「y」を形作っています。これは、お客様と私たちの未来へ向かうコミュニケーションを表し、透明な水滴はクリーンなイメージを、また、清々しいブルーは若さと、新しい力を表現しております。

〒400-0032 甲府市中央1-12-36 <http://www.yamasin.jp/>

お問い合わせは 経営戦略部 TEL: 055(225)0213



この印刷物は環境にやさしいVOC(揮発性有機化合物)成分フリーの植物油型インキを使用して印刷しました。



色覚UD

この印刷物は色覚障害の方に配慮し制作しています。